

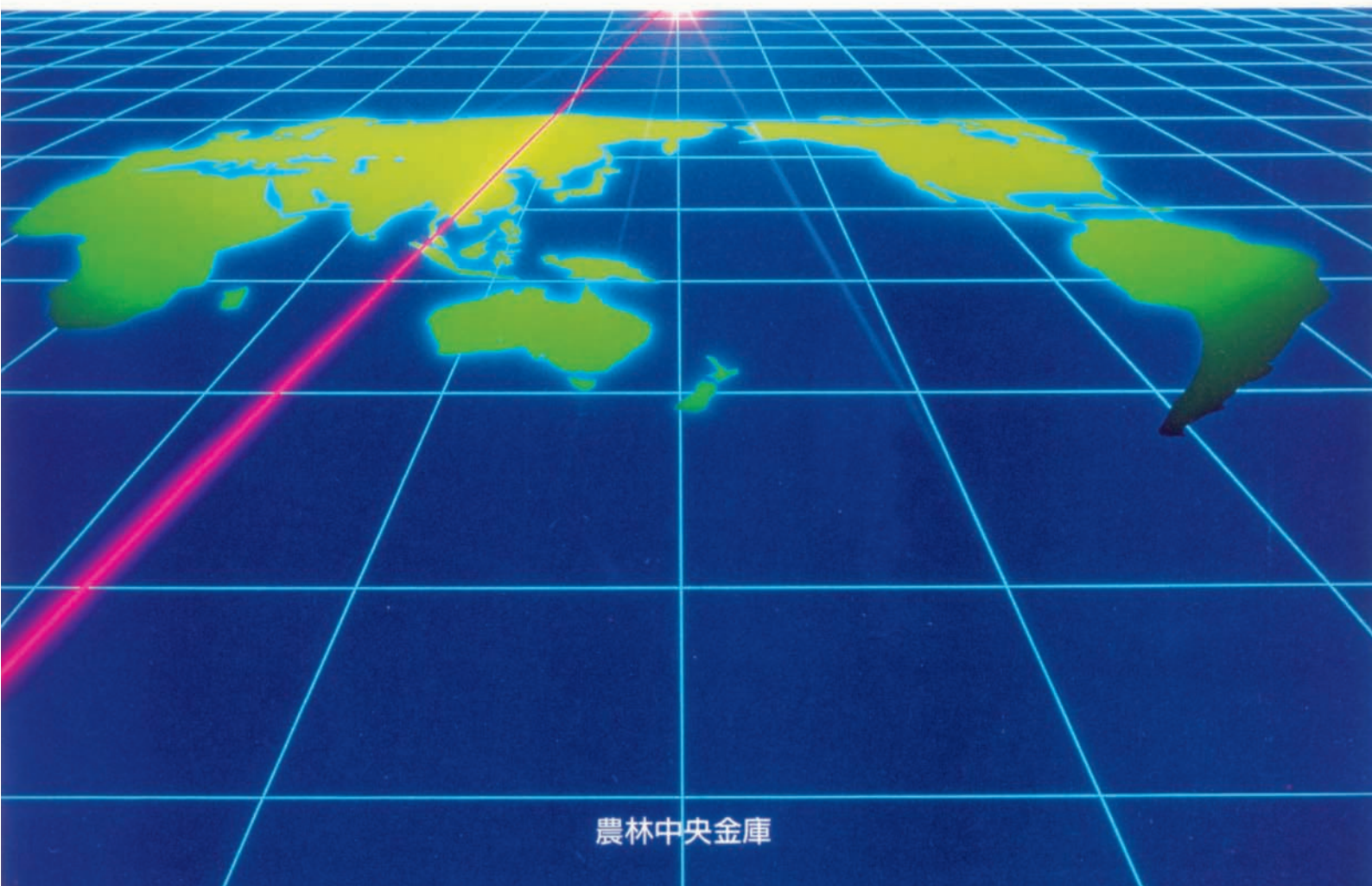
農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2007 **7** JULY

農業の構造変化

- 日本の農地制度と農地政策
- 企業の農業参入の現状と課題
- 後期高齢者への依存強める日本農業



協同組合と株式会社との間の垣根が低下しているといわれている。

このような見方は、協同組合が子会社をもち、企業で普及・確立した経営手法を取り入れていることなどに着目している。これは、協同組合が何らかの形で株式会社形態のメリットを取り込もうとしているという意味で、協同組合が株式会社に接近している、という見方でもある。

また、欧米では組織形態に関係のないM&Aが繰り広げられ、その結果としてさまざまな形の企業体が生み出されている。少なくとも、企業の買収手法からみて協同組合と株式会社との違いはなくなっている。

このような垣根の低下は、制度面でも生じている。新しい会社法で多様化した法人形態が認められたことは、そのひとつの例証であろう。株式会社＝資本結合体、協同組合＝人的結合体という基本図式にまで変化が及んだのかどうかは別としても、両者間で組織としての異同が分かりにくくなっていることは事実であろう。

協同組合と株式会社との間の垣根を低下させたものが、もうひとつある。それは、企業の経営手法の変化であり、それに伴う経営の考え方の変化である。このようなものの代表がマーケティングであろう。

そもそもマーケティングは、今ではロジスティックという言葉で示される「物流」を意味していた。物流コストをいかに引き下げるか、そのための配送ルートと手段の組み合わせから最適なものを見つけ出すための手法であり、それを裏付ける実学であった。そのため、かつてのマーケティングは、販売管理という経営学の一分野の、ひとつの構成要素に過ぎなかった。30年前のことである。

マーケティングの立場から、それまでの販売は生産者主導の販売（＝直線的販売）である、といわれた。その考え方は「いいものを作れば売れる」であり、売れないのは消費者に良さを理解させていないからだ、とされた。これに対してマーケティングは、消費者のニーズに即した販売、つまり消費者本位の考え方であった。これは「売れるものが良いものであり、それを作るのがメーカーの仕事」という考えにつながった。

その後、マーケティングは販売管理そして経営学そのものの中心概念になった。と同時に、少なくとも表面上は、企業の顧客志向が強まった。この企業の顧客志向の強まりこそが、組合員の意向を重視する協同組合の行動様式に、企業を近づかせているのである。

ここで問われなければならないのは、企業の考え方が本当に変化したかどうか、である。顧客志向の強まりの結果として収益至上主義が影を潜めたとはいえようが、一方で社会的な役割をどこまで果たすべきか、そのコストを負担すべきかについての明確な答えはまだ見いだせていないようである。農地法をめぐる議論と重なり合う形で、株式会社の農業参入をめぐる議論が行われているが、消費者本位・利用者本位の観点からの議論が必要ではないだろうか。

((株)農林中金総合研究所専務取締役 田中久義・たなかひさよし)

今月のテーマ

農業の構造変化

今月の窓

マーケティングと協同

(株)農林中金総合研究所専務取締役 田中久義

その形成過程と改革の方向

日本の農地制度と農地政策

清水徹朗 — 2

地域との連携を軸とする参入企業の実像

企業の農業参入の現状と課題

室屋有宏 — 13

後期高齢者への依存強める日本農業

内田多喜生 — 27

外国事情

スイス農業政策のEU対応

—EFTAから農産物FTAまで—

平澤明彦 — 44

談話室

ふるさと

立命館大学大学院教授 千代田邦夫 — 40

本棚

生源寺眞一・農協共済総合研究所 編

『これからの農協

—発展のための複眼的アプローチ—』

(財)農村金融研究会専務理事 木原 久 — 42

統計資料 — 54

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は、筆者の個人見解である。

日本の農地制度と農地政策

——その形成過程と改革の方向——

〔要 旨〕

- 1 農地は食料生産という公益的機能を担い、地域社会と密接な関係にある特殊な資産であるため、農地法等により様々な規制を設けている。農地政策とは一定の政策目標を達成するために農地制度を方向づけることであるが、近年、農業構造の改革に向けた農地制度の改革論議が盛んになっている。
- 2 現在の農地制度の出発点は終戦後の農地改革であり、農地改革の成果を確定した農地法は、自作農主義を基本原則とし、地主制の復活を阻止するため農地の所有や利用に関して厳格な規定を設けた。しかし、その後、農業機械化が進展するなかで経営規模拡大を進めるため、農地法改正、農用地利用増進法制定が行われ、農業生産法人による農地取得も認められた。また、農地を面的に確保することを目的とする農振法が制定され、市街化区域内農地を対象とする生産緑地法が制定された。
- 3 日本の農地面積は467万haであるが、農地転用、農業生産の縮小により40年間で約2割減少した。特に、高度経済成長の時代には、多くの農地が住宅地、工場用地、道路等に転用されたが、近年は転用面積は減少してきている。耕作目的の農地の売買は多くはないが、利用権設定は増加しており、大規模経営体の経営面積に占める借地の割合が高まっている。農地価格は、農地転用の減少、農業の収益性悪化により低迷している。
- 4 農業の担い手が高齢化するなかで、その受け皿として集落営農や大規模経営の育成が進められており、構造改革の加速のためにも農地制度の改革が必要であるとの意見が強まっている。そのなかで、農業経営の法人化が注目を浴びており、農地リース方式による株式会社の農業参入が可能になった。一方、相続等を契機に都市農地の減少が懸念され、都市農地を保全するための制度改革を求める動きもある。
- 5 農業の構造改革は必要であるが、農地の利用調整は市場原理では困難であり、地域の地道な努力で進めるべきである。これまで株式会社の農業参入を促進するような制度改革が行われてきたが、投機的な農地取得等の懸念は払拭できず、無制限な規制緩和は進めるべきではない。また、都市農地を防災、環境の観点から再評価する必要がある。現在の農地制度改革論議は環境保全の視点が非常に弱く、環境、景観の要素を含んだ農地制度を構築する必要がある。

目 次

はじめに

1 農地制度・農地政策とは何か

2 戦後の農地制度の変遷

(1) 出発点としての農地改革

(2) 農地法の理念と内容

(3) 農業基本法と農地流動化政策

(4) 農業生産法人制度

(5) 国土利用計画と農振法

3 日本の農地の現状

(1) 農地面積

(2) 農地の転用と造成

(3) 農地の移動

(4) 農地価格

4 農地制度改革論議の背景

(1) 農業構造改革の要請

(2) 農業経営の法人化

(3) 農地相続と都市農地問題

5 今後の農地制度のあり方

(1) 農業構造改革と土地利用調整

(2) 問題が多い株式会社による農地取得

(3) 都市農業と都市農地の再評価

(4) 求められる環境保全の観点からの

農地制度改革

はじめに

農地制度を巡る論議が活発になっている。稲作に代表される土地利用型農業の規模拡大の遅れや全国的な耕作放棄地の増大が問題視され、こうした状況を打開するためには農地制度の改革が必要であるとの主張が強まり、そのなかで農地に対する規制を緩和し株式会社の農業参入や農業法人化を促進すべきだという意見も現れている。

こうした情勢を受け、今年（2007年）1月より「農地政策に関する有識者会議^{（注1）}」において今後の農地制度のあり方に関する検討が行われており、この秋には農地制度改革の基本方向についての報告書が提出される予定になっている。

本稿では、こうした農地制度を巡る状況をふまえ、今後の農地制度、農地政策のあり方について考えてみたい。

（注1）農林水産省が農地政策を再構築するに当たり各界から意見を聞くことを目的に設置したものであり、委員（13名）の構成は、農業団体3名、経済界2名、学者2名、生産者2名、地方公共団体1名、その他3名である。

1 農地制度・農地政策とは何か

農業とは有用な物質を得るために動植物を栽培・飼育する営みであり、植物の栽培に必要な農地は、農業にとって最も基本的で重要な生産手段である。そのため、明治維新後の地租改正や第2次大戦後の農地改革に代表されるように、農地の所有、使用に関する制度をどう設計するかは、非常に重要な国家的課題であり続けてきた。^{（注2）}

現在の法体系においては、農地の所有、売買、賃貸借等に関しては民法による規定がベースとなるが、農地は食料生産という公益的機能を担い、地域社会と密接な関係にある特殊な資産であるため、特別法によ

って民法に修正を加えている。その中心となっている法律が農地法であり、そのほか農地に関係する法律として農振法、農業経営基盤強化促進法、土地改良法等があり、また税制や農業委員会制度も農地制度の重要な要素である。

このように、農地を巡る権利関係などを法律、税制等により規制・管理する仕組みが農地制度であるが、農地政策とは、この農地制度を一定の政策目標（例えば、農業構造の改革、耕作権の安定）を達成するために方向づけることである。したがって、農地政策は農業政策の重要な要素であるが、一方で、農地政策は国土を全体としてどう利用・保全するかという国土政策の一部でもある。

（注2）古くは「公地公民制」「荘園制」などがあり、02年までは土地制度の歴史を専門に研究する学会（土地制度史学会）もあった。

2 戦後の農地制度の変遷

（1）出発点としての農地改革

戦前の日本では、農家のうち小作農または小自作農（小作地が自作地より多い農家）が5割を占め、農地の45%が小作地であり、高額な小作料が農村の貧困の大きな要因であった。^{（注3）}終戦後、日本を占領統治したGHQは、農村における封建的生産関係が軍国主義の温床であったとし、1945年12月に「農地改革に関する覚書」^{（注4）}（いわゆる「農民解放指令」）を日本政府に示した。

これを受けて、47年から50年にかけて小作農に対する農地売り渡しが行われ、その

結果、日本の農地の9割は自作地となり、日本のほとんどの農家は平均1ha程度の自作農となった。農地改革によって農村の民主化が進むとともに農村の貧困の大きな要因が取り除かれ、それが国内需要を拡大し、その後の高度経済成長を可能にしたということができよう。

（注3）明治期には小作料が収穫量の6割近くにも達した時期があったが、その後の小作争議によって小作料は低下した。しかし、低下したとはいえ、戦前の小作料は4割を超える高率であった（近藤康男『日本農業論』（1970）、大内力『日本農業論』（1978））。

（注4）GHQの覚書の前に日本政府によって農地改革案（第1次）が策定されたが、GHQはその内容が不十分であるとしてこの覚書を出し、その結果、第2次農地改革案が策定された。

（2）農地法の理念と内容

農地改革の成果を法的に確定したのが、52年に制定された農地法^{（注5）}である。農地法は、その基本理念として「農地はその耕作者みずからが所有すること」が最も適当という自作農主義を掲げ（第1条）、地主制の復活を阻止するため農地の権利取得や利用に関して厳格な規制を設けた。

農地法の主な内容は、耕作目的の農地の権利移動規制（3条）、農地転用規制（4条）、転用目的の権利移動規制（5条）、小作地の所有制限（6～17条）、耕作権の保護（18～20条）、小作料統制（21～24条）である。

この農地法が今日に至る農地制度の最も重要な法律であり、その後の農地制度の改正は、主に農地法を巡るものであった。

(注5) 農地法は、農地改革の根拠法であった自作農創設特別措置法、ポツダム政令と、農地調整法を受け継いで統合したものであった。なお、農地法制定の前年には、農地改革を担った農地委員会等を改組して農地制度を運営・管理するための農業委員会制度が設けられた。

(3) 農業基本法と農地流動化政策

農地法は、その後、農業情勢の変化に対応して改正されてきたが、その最初の転機が農業基本法の制定(61年)であった。農業基本法は、高度経済成長に伴う農業労働力流出や貿易自由化に対応し、農業構造の改善、農業近代化を進める方針を示したものであるが、農業基本法を受けて62年に農地法改正が行われ、農地の権利取得の最高面積制限を緩和するとともに、農業生産法人制度や農地信託制度が設けられた。

60年代後半以降、農業機械化が著しく進展し、稲作の労働生産性が大きく向上するとともに、経営規模による生産性格差が拡大した。それに伴って農家の兼業化が進展し、一部に作業を委託する動きも出てきたが、こうした事態に対応して、70年に農地法の大改正が行われた。改正の主な内容は、

農地の権利移動規制の緩和、農業生産法人の要件の緩和、農地取得上限規制の廃止、小作地の所有制限緩和、小作料の最高額統制の廃止、農地保有合理化事業の新設、であり、これらはすべて農地流動化を促進するための改正であった。そのため、この70年の農地法改正をもって農地政策は「自作地主義」から「借地主義」に転換したという評価が行われている。^(注6)

さらに、75年には、農振法に基づいて農

用地利用増進事業(利用権設定を促進)が開始され、80年には、同事業をさらに拡充するため農用地利用増進法が制定された。その後、農用地利用増進法は、「新政策」(92年)を受けて93年に「農業経営基盤強化促進法」に改称され、この時に認定農業者制度が設けられた。

こうした制度改革のもと、農村の現場では、農業機械銀行、地域営農集団などによる農地の集团的利用が進められ、また一部に大規模経営体も育っていった。

(注6) 梶井功『農地法的土地所有の崩壊』(1977)、今村奈良臣『現代農地政策論』(1983)。なお、近年広く使われている「耕作者主義」は、耕作者が借地権を含めた農地の権利を持つべきであるという考え方であり、耕作者が農地の所有権を持つという「自作農主義」「自作地主義」とは異なる概念として使われている。

(4) 農業生産法人制度

62年の農地法改正において農業生産法人制度ができたが、農地取得が可能な法人は、農事組合法人(農協法による)、合名会社、合資会社、有限会社に限られ(株式会社は不可)、しかも、自作農主義を貫くため、事業(農業が主)、構成(農地等を提供した個人、常時従事者に限定)、議決権(常時従事者が過半)において厳しい制約が課せられた(農地法第2条)。

その後、条件の緩和が行われ、93年には農業生産法人が農産物加工等の関連事業も行えるような改正が行われた。さらに00年には、条件つき(株式譲渡制限、事業要件等)ではあるが、株式会社による農地所有が認められた。

さらに、02年には、遊休農地が多くある

など特別の条件を満たした地域において構造改革特区を設け、農業生産法人以外の企業も農地リース方式により農業に参入することを可能にする制度が設けられ、さらに05年からは、この方式が全国に広げられた（ただし農地所有は認めていない）。

（5）国土利用計画と農振法

農地に関する法制度として、農地法とともに重要なのが「農業振興地域の整備に関する法律」（農振法）である。

60年代の日本では、高度経済成長に伴って急速な都市化（都市への人口集中）が進んだが、当時は土地利用計画制度が不十分であったため、無秩序な都市近郊の開発（スプロール化）が進んだ。そのため68年に都市部における計画制度として制定されたのが都市計画法^{（注7）}であり、これにより都市計画区域が指定され、さらに都市計画区域は市街化区域（既に市街化しているか10年以内に市街化を図る地域）と市街化調整区域^{（注8）}（市街化を抑制する地域）に区分された。

この都市側からの「囲い込み」に対抗して、69年に農村部の農地とその周辺部分を面的に囲い込む農振法が制定された。農振法では、農業振興地域整備計画に基づいて農振地域を指定し、さらにそのなかでも特に農業の振興を図るべき優良農地等を農用地区域として指定して農地の転用を制限した。

こうした両制度の発足の経緯と行政の縦割り構造のため、都市計画区域と農振地域とは重なる部分が多くあり、統一的な土地

利用計画制度になっていないという問題がある。また、市街化区域内にも多くの農地が残されたため、その後、市街化区域内農地の「宅地並み課税」が大きな問題となり、生産緑地法（74年）、相続税納税猶予制度（75年）などが設けられた。

なお、80年には、市街化区域において農と住の調和した街づくりを可能にする農住組合法が制定され、さらに農村地域も含めた地域計画の制度として87年に集落地域整備法が制定された。また、市民農園のニーズに対応するため、89年に特定農地貸付法、90年に市民農園整備促進法が制定された。

（注7）都市計画法は戦前からあり（1919年制定）、ゾーニングと土地区画整理事業が制度化されたが、68年に制定された都市計画法は旧都市計画法と大きく異なる内容であったため「新都市計画法」と呼ばれる。

（注8）この区分を「線引き」と呼ぶが、都市計画区域を指定している1,754市町村のうち、線引きを行っているのは4割の760市町村である。

3 日本の農地の現状

次に、日本の農地が現在どうなっているのかを、統計データで確認しておきたい。

（1）農地面積

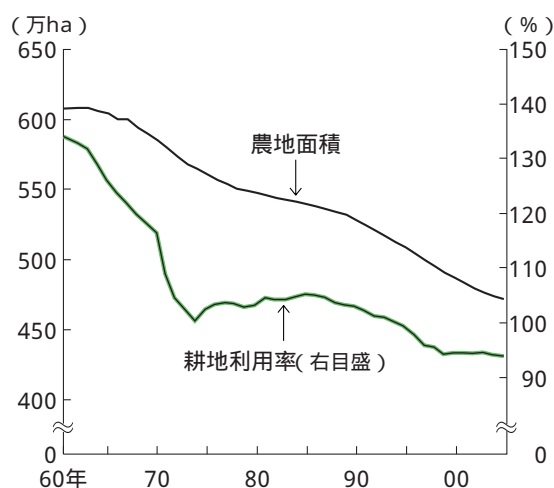
現在の日本の農地面積は467万ha（06年）であり、40年前に比べて133万ha（22.1%）減少している（第1図）。この間、北海道を中心に牧草地が増加したが、他の地域では農地面積が4割以上減少した地域（東海、中国、四国）もある。その結果、06年では、北海道の農地面積が全国の4分の1を占め

るに至っている（第1表）。

農地面積が減少したのは、住宅地、工場用地等への農地の転用が進んだことと、米の生産調整による水田の減少、麦、養蚕の縮小による普通畑の減少、みかんの廃園による樹園地の減少等、農業生産が縮小したためである。

なお、この間、裏作の減少や生産調整の

第1図 農地面積と耕地利用率の推移



資料 農林水産省「耕地及び作付面積統計」
(注) 耕地利用率=作付延べ面積÷耕地面積×100

第1表 農地面積推移
(種類別・地域別)

	66年 (a)	86 (b)	06 (c)	(c-a)	(c/a)
田	3 396	2 931	2 543	853	25.1
普通畑	1 901	1 263	1 173	728	38.3
樹園地	543	538	328	215	39.6
牧草地	157	626	627	470	299.4
計	5 996	5 358	4 671	1 325	22.1
北海道	958	1 191	1 166	208	21.7
東北	1 034	988	881	153	14.8
北陸	464	373	322	142	30.6
関東・東山	1 150	920	768	382	33.2
東海	468	336	280	188	40.2
近畿	375	284	239	136	36.3
中国	448	326	257	191	42.6
四国	254	199	150	104	40.9
九州	845	696	570	275	32.5
沖縄	-	47	39	-	-

資料 第1図に同じ

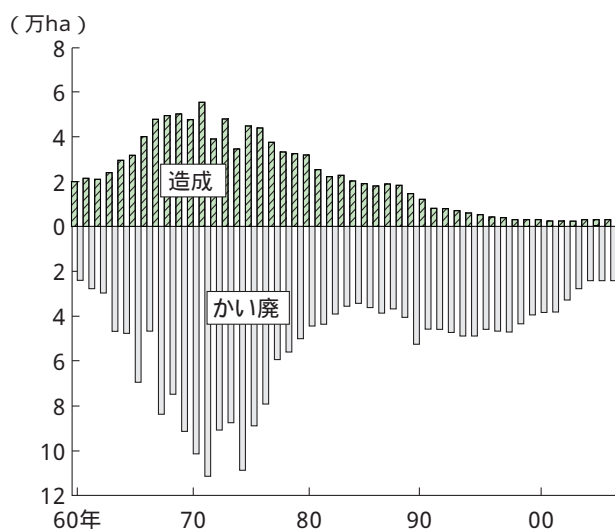
拡大により耕地利用率も大きく低下した。

(2) 農地の転用と造成

高度経済成長の過程で、多くの農地が住宅地、工場用地、道路等に転用された。特に、60年代後半から70年代にかけては、農地の転用面積が年間5万haを超えていた年があり、このころは、転用以外の要因による農地減少を合わせると1年間に約10万haの農地が消失した（第2図）。しかし、80年代以降は、経済成長率が鈍化し工場のアジアシフトが進んだため、農地の転用は減少し、近年では年間の転用面積は2万ha程度になっている（第3図）。

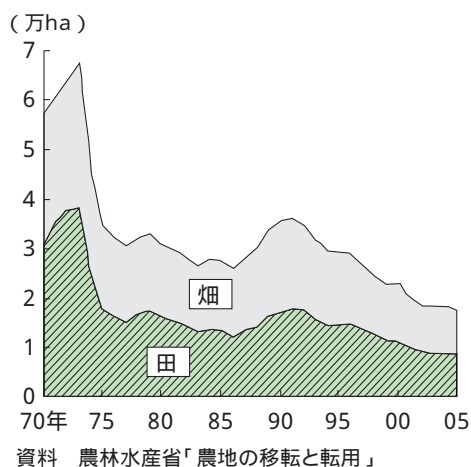
農地の転用目的をみると、かつては住宅地に年間2万ha、工場用地、道路等にそれぞれ8千ha転用されていたが、近年では、住宅地への転用は5千ha程度に減少し、工場への転用は500haを下回っている。その

第2図 農地の造成面積とかい廃面積の推移



資料 第1図に同じ
(注) 「造成」は開墾、埋め立て、「かい廃」は人為かい廃であり、「復旧」「自然災害」は除く。

第3図 農地転用面積推移



結果、転用目的の最大は建設資材置き場等になっており(転用目的の3分の1を占める)、これには産業廃棄物処理用地も含まれていると考えられる。

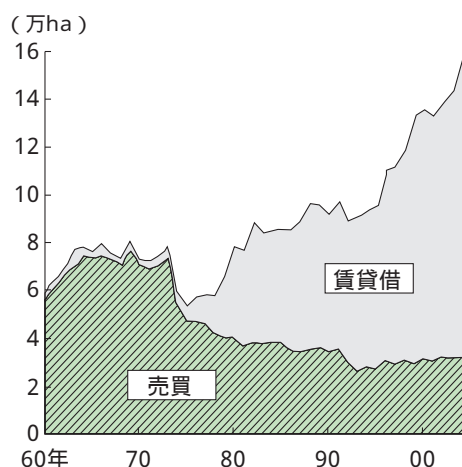
なお、農地の転用、かい廃の一方で、かつては農地の造成も盛んに行われていたが、90年代以降は、農地の造成面積は大きく減少している。

(3) 農地の移動

耕作を目的とした農地の売買は、60年代には年間8万ha近くあったが、近年では3万ha程度で推移している。耕作を目的とした農地の売買は北海道が全体の6割を占めている。なお、転用を目的とした農地の売買は05年で1万haである。

その一方で、70年代後半以降、農用地利用増進事業による利用権設定が進んでおり、05年における利用権設定面積は12万haである(第4図)。その結果、大規模経営体の経営面積に占める借地の割合が増大しており、例えば5ha以上の農業経営体(都

第4図 耕作目的の農地権利移動面積推移



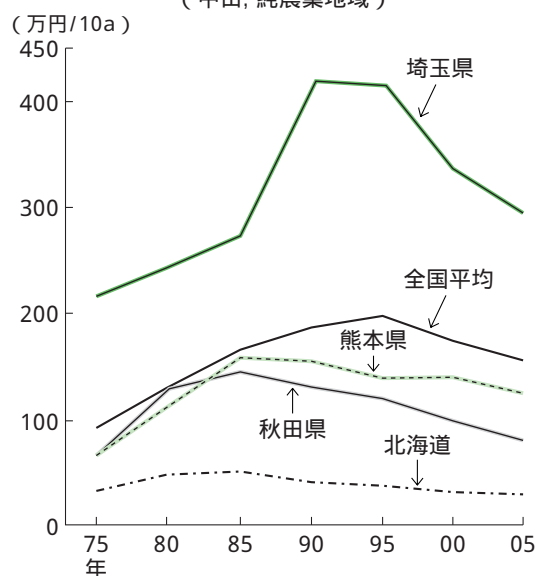
府県)の経営面積に占める借地の割合は約6割になっている(2005年農業センサス)。

(4) 農地価格

農地価格は90年代後半以降低下傾向にあり、05年における中田(純農業地域)の全国平均価格(10a当たり)は155万円で、ピーク時(94年)に比べ22%低下している(第5図)。

農地価格は地域差が大きく、転用可能性のある首都圏の農地の価格は、低下したとはいえまだまだ高いが(例えば埼玉県は294万円)、農業目的のための農地の価格は低く、北海道は30万円、秋田県は80万円である。農地価格の低下は、米価低迷等により農業の収益性が低下したためであり、地域、場所によってはこれ以上下落している。しかし、農地価格が低下しても、農業の先行き不透明感から農地を購入する農家は少なく、農地の売買は低調である。

第5図 農地価格の推移
(中田, 純農業地域)



資料 全国農業会議所「田畑売買価格に関する調査結果」
(注) 「中田」とは収量や生産条件等が標準的な田。

4 農地制度改革論議の背景

(1) 農業構造改革の要請

ここにきて農地制度改革論議が起きている最大の理由は、農業の構造改革の要請である。農地流動化のための農地制度改革は70年代から進められてきたが、稲作については規模拡大がさほど進んでおらず、その要因として農地制度が指摘されている。

農業の担い手は高齢化しており、今後、世代交代に伴って農地を他の人に預けてもいいという農家が増えてくることが予想され、その受け皿づくりが必要になっている。そのため、集落営農と大規模経営を育成することをねらって今年度から新しい経営安定対策が導入されたが、構造改革を加速するためにも農地制度改革が必要であるとの主張が強まっている。

(注9) 02年4月に発表された「食と農の再生プラン」において「農地法の見直しに取り組む」方針が示され、農林水産省において二つの有識者懇談会(経営局、農村振興局)が設けられた。その後、新基本計画(05年)を経て、06年になって、経済財政諮問会議、規制改革・民間開放推進会議、規制改革会議などにおいて農地制度が取り上げられ、農林水産省内において農地制度に関するプロジェクトチームが発足した。

(2) 農業経営の法人化

農業の構造改革が求められるなかで、近年特に注目を浴びているのが農業経営の法人化である。食料・農業・農村基本法(99年制定)では「農業経営の法人化を推進するために必要な施策を講ずる」(第22条)と書かれており、新しい経営安定対策では対象となる集落営農について法人化計画の策定を義務づけている。

また、「食と農の再生プラン」(02年)において「農業経営の株式会社化」を進めることが盛り込まれ、それを受けて農林水産省内に「経営の法人化で拓く構造改革に係る有識者会議」が設けられ、その後、株式会社の農業参入を促進する政策が進められている。

(3) 農地相続と都市農地問題

三大都市圏の市街化区域内の農地4万8千haのうち、生産緑地の指定を受けている農地は1万5千haであるが(第2表)、その適用を受けるには厳しい制約が課せられている。^(注10)そのため、農家の世代交代が起きた時に、次世代が農業に従事しない場合は生産緑地から除外され、相続税や固定資産税の支払いのため農地の減少が進むことに

第2表 市街化区域内農地面積の推移

(単位 千ha, %)

	85年	95	05	05 / 85
三大都市圏	85.8	63.6	48.2	43.8
生産緑地	-	15.5	14.7	-
うち東京都	8.8	6.7	5.2	40.9
生産緑地	-	4.1	3.7	-
地方圏	101.0	70.1	51.1	49.4
計	186.8	133.8	99.3	46.8
農地率	13.9	9.5	6.9	(7.0)

資料 国土交通省「土地白書」資料より作成

なる。こうしたなかで、都市農地を保全するため都市農地の制度の見直しを求める動きが起きている。^(注11)

(注10) 生産緑地(主に三大都市圏の特定市が対象)に指定されると、相続税、固定資産税が一般農地並みに軽減されるが、終身営農が義務づけられ、30年間は転用ができない。なお、その他の市街化区域で納税猶予の適用を受けるためには、20年間の営農が義務づけられている。

(注11) 東京都の都市農業検討委員会は、06年11月に「貴重な都市農地の保全に向けて」という報告書を提出し、全国農業会議所は「都市農地等保全制度」の策定を提案している(07年)。

5 今後の農地制度のあり方

(1) 農業構造改革と土地利用調整

現在の機械化が進んだ稲作においては1ha程度の作付面積では効率が悪く、農業構造の改革(規模拡大、集団化)は必要である。農業の担い手の高齢化が進行するなかで、その受け皿として集落営農や大規模な稲作経営を育成していくという現在の政策は、政策手法にはやや問題があるにしても、方向としてはそれほど間違っていない。

しかし、それを規制緩和、市場原理で進めるべきだという経済財政諮問会議や一部

の経済学者の主張は、農村の実態、農業の特性を理解していない誤った見解である。農業、特に稲作においては、地域における水の管理や土地利用調整が必要であるが、外部の会社組織が収益を上げられるような農業分野に参入し、収益を上げられなくなれば撤退するとなると、地域の調整機能が壊れてしまう可能性がある。一度壊れたものを復活するのは非常に難しく、農地の利用調整は地域の地道な努力によって行われるべきであろう。

農地の利用調整において農協が果たすべき役割・期待は大きく、現実に成果を上げている農協も多くあるが、農協のみでは限界があり、農業改良普及組織、行政(県、市町村)、土地改良区、農業委員会が一体となって進めることが必要であろう。

なお、現在でも、農地保有合理化事業、農地信託制度など様々な制度が設けられているが、必ずしも十分生かされていないのが実態である。その一つの要因として、制度が複雑でわかりにくく使いにくい、あるいは制度が頻繁に変わりすぎるということがあると考えられる。その難解な用語の改善も含め、農家の立場に立った制度づくりが必要^(注12)であろう。

(注12) 例えば、農地法についてみると、時代の変化に対応して例外・特例等を積み重ねていった結果、現在の農地法は極めて複雑な体系になっており、農地の専門家以外には容易には理解しがたい用語に満ちあふれている。

(2) 問題が多い株式会社による農地取得

日本の農業は、これまで「農家」という家族経営によって支えられてきたが、農業

の法人経営に対する期待が高まっており、株式会社の農地所有も限定的ではあるが認められた。

法人経営のメリットとして、経営と家計の分離、労働条件の明確化、対外信用の向上、関連事業への拡大などがあげられるが、一方で、従業員を雇った時の年間就労の確保、社会保障費負担、税金負担（法人税、消費税）など、経営の負担増になる要素もある。家族経営でも採算が厳しい農業経営が、法人化しただけで採算が取れるようになるものではなく、法人経営に過度の期待をかけるべきではないであろう。

また、地域外の企業による農業参入への期待があり、これまで株式会社の農業参入を促進するような制度改革が進められてきたが、株式会社の農地取得については、投機的な農地取得、転用目的の農地取得、

株式の譲渡による外部資本の地域支配、などの可能性、懸念があり、無制限な規制緩和は危険である。参入を自由化し事後規制を強化すればよいとの意見も一部にあるが、事後規制がうまく機能する保証はない。例えば、全国展開する農業会社が現れ、その株式を大企業、外資が買収するという可能性は否定できない。また、最近問題になった介護事業、英会話事業の事例のような不正が発見された場合の後始末には多大な労力、コストが必要であり、株式会社に対する無制限な規制緩和は行うべきではない^(注13)だろう。

(注13) フランスでは、経営体数の4分の1、農地面積の5割が法人経営によるものであるが、その大部分は共同経営農業集団(GAEC)、有限責

任農業経営(EARL)によるもので、一般企業の比率は非常に小さい(農林水産省構造改善局「フランスの農業法人制度」1998)。

米国でも、法人経営の割合は経営体数で3%程度、経営面積でも13%程度であり、米国農業の大部分は家族経営によって支えられている。また、米国においても、多くの州で株式会社の農地所有を規制している(農林水産政策研究所「アメリカにおける農地転用規制および企業の農地所有規制に関する動向」2007)。

株式会社の農業参入の問題点については、宮崎俊行『農業は「株式会社」に適するか』(2001)参照。

(3) 都市農業と都市農地の再評価

都市計画法においては、市街化区域内の農地は10年以内に宅地等に転換することを想定しており、生産緑地制度も都市農地を保全していこうという理念の制度ではなく、あくまで例外的な措置として納税を「猶予」しているというものであり、しかも「終身営農」という厳しい条件を課している。

現在の生産緑地制度(91年改正)は、バブル経済時代の大都市一極集中、地価高騰の時に設計されたものであり、人口が減少傾向に転じ、住宅需要もかつてほどは強くはなくなった現状には適合しない制度になっている。都市住民の多くは都市部の農地が減少することに反対しており、防災、環境、ヒートアイランド現象緩和という観点から都市農地、都市農業を改めて位置づける必要がある。また、市民農園の拡充など、都市住民が農業に触れ合う場を提供するための制度づくりが求められている^(注14)。

(注14) 今後の都市農地のあり方に関しては、後藤光蔵『都市農地の市民的利用』(2003)参照。

(4) 求められる環境保全の観点からの 農地制度改革

現在行われている農地制度改革論議は、規制緩和、農業構造の改革の観点が中心であり、わずかに農地の多面的機能が項目としては掲げられているものの、自然環境の視点は非常に弱い。

農地は日本の国土のなかで重要な自然的要素であり、そこには多くの生物も生息しており、農地制度を生物多様性や景観という観点から再設計する必要がある。耕作放棄地についても、その増大は農業の採算性の悪化が最大の原因であり、無理に耕作放棄を解消する必要のない地域もある。環境、生物多様性の視点から耕作放棄地を位置づけ、例えば自然公園化することも必要であろう。

環境基本法（93年制定）に基づく環境基本計画において里地・里山の概念が導入され、また土地改良法において「環境との調和に配慮する」という表現が入ったが、土地改良事業においては環境配慮がまだまだ

不十分である。日本の土地利用計画制度は開発中心の時代に作られたものであり、農地制度についても、農業構造の改革という目的だけではなく、ドイツのランドシャフトプランのような環境、景観の要素を含み、都市と農村を包含するような制度を導入する必要がある^(注15)。

(注15)環境の視点からの土地制度改革については、下記の拙稿をお読みいただきたい。

- ・清水徹朗「自然保護政策の展開と里地自然地域」(「農林金融」1996.12)
- ・清水徹朗「国土政策の転換と農村政策の課題」(「農林金融」1998.10)

<参考文献>

- ・今村奈良臣(1983)『現代農地政策論』東京大学出版会
- ・加藤一郎(1985)『農業法』有斐閣
- ・関谷俊作(2002)『日本の農地制度』農政調査会
- ・田代洋一(2003)『農政「改革」の構図』筑波書房
- ・宇佐美繁・石井啓雄・河相一成(1989)『工業化時代の農地問題』農山漁村文化協会
- ・石井啓雄・河相一成(1990)『国土利用と農地問題』農山漁村文化協会
- ・堀口健治(1998)「土地利用の現状と優良農地の確保」(農林行政を考える会『21世紀日本農政の課題』農林統計協会)
- ・中村広次(2002)『検証・戦後日本の農地政策』全国農業会議所

(主任研究員 清水徹朗・しみずてつろう)



企業の農業参入の現状と課題

——地域との連携を軸とする参入企業の実像——

〔要 旨〕

- 1 企業の農業参入は、実態として様々な形で行われており、参入に一定の制約がある土地利用型農業の場合でも、農業生産法人の設立や農地リース方式により既に門戸は開かれている。
- 2 農業に参入している企業のほとんどは地元の中小企業であり、事業全般にわたり地域の支援を前提とする参入が多い。農業の担い手不足、耕作放棄地の拡大等から、農外に担い手を求めざるをえない地域の実情もあり、特に自治体は積極的な参入促進を行う傾向がある。
- 3 03年から始まった農地リース方式による企業参入は、野菜や果樹を中心に徐々に伸びている。参入企業は地元の建設、食品企業が中心であるが、経営規模は小さく、参入後時間を経てないこともあり経営は概して厳しい状態にある。
- 4 企業が生産法人を設立し参入するケースは、統計上の把握は難しいものの増勢基調にあるとみられる。この場合も、地元の建設、食品企業が中心だが、食品関連の大企業の参入も少数ながらみられる。農業生産法人の設立は、補助金や地域農家の協力・連携等を受けやすいメリットがある。
- 5 農業に参入する企業は、地域貢献に強い関心を持つ地元企業が多く、農業を通じた地域の自立化・活性化、地域資源のマネジメントの観点からも評価すべき面がある。他方で、地元企業であっても1、2年で撤退する事例が発生しており、企業は社会的責任を強く自覚し参入することが求められる。
- 6 地域社会・農業において、企業を多様な担い手のひとつとして育成、定着させていくために、農協の果たす役割は非常に大きい。農協は地域農業に思いを寄せる人々の「仲間づくり」を手伝うとともに、企業の論理と地域の論理をコーディネートする機能をより発揮していくべきであろう。

目 次

はじめに

1 企業の農業参入の現状

(1) 企業参入の枠組み

(2) リース方式の参入状況

(3) 生産法人設立による参入

2 事例にみる企業参入の実情

(1) 参入企業の性格と位置付け

(2) 鹿児島県の状況

(3) 島根県の状況

(4) 長野市の状況

3 企業の農業参入の意義と課題

(1) 地縁性をベースにした参入

(2) 仲間をつくる

(3) 農地の取得問題

おわりに

はじめに

「企業の農業参入」というテーマは、「先進的な担い手」である企業が日本農業の効率化，合理化を進めるとの観念的な見方（それに対する反発も含め）やジャーナリスト的な話題性が先行し，実態を踏まえた議論が圧倒的に不足しているように見える。

本稿では，現実の企業参入は，地域の支援・協力を前提にしたものがほとんどで，あくまで地域との関係が存立基盤であるとの観点から，その意義と課題について考察したい。

1 企業の農業参入の現状

(1) 企業参入の枠組み

企業の農業参入は相当幅のある概念であり，現状の参入方式は農作業受託を含めて4つに整理できる（第1図）。

の農業生産法人（以下「生産法人」という）は農地法上の制度で，生産法人格の

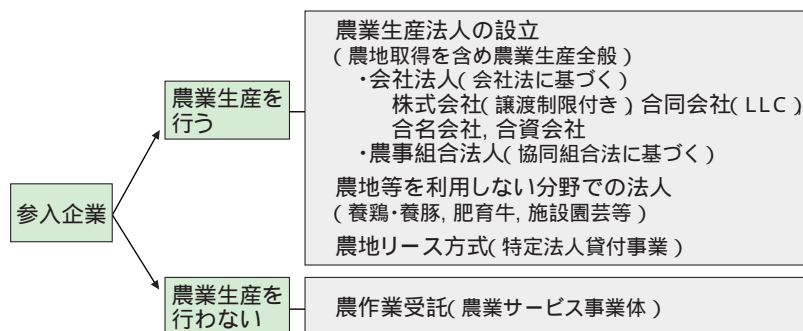
取得によって農地の所有・賃借を通じた土地利用型農業が可能である。

ただし，生産法人の構成員要件（農外企業の出資は1社最大10%，全体で25%以内）等から，企業が設立の中心主体となることはできないため，通常は企業経営者や従業員が個人の農業者資格で出資・設立するか，または親会社からの従業員出向，無議決優先株式の過半所有等により，実質的に子会社として運営されている。

生産法人の法人形態は，これまでは有限会社が最多だったが，2006年の商法改正・会社法制定により，有限会社が廃止されたことで，今後は譲渡制限が付いた株式会社形態が中心となる。

の農地法上の農地（農地，採草放牧地）を利用しない農業の場合では，法人形態，出資比率等の制約は無く，企業が自由に直接農業参入できる。具体的には，畜産（養鶏・養豚，肥育牛），施設型農業（花き，きのこ類，種苗，野菜等）などがこれに該当する。こうした分野では，税負担の重い非農地利用でも営農できる高い収益性を背景

第1図 企業の農業参入方式



資料 筆者作成

に、株式会社を含めた企業経営が以前から浸透していた。

の農地リース方式（以下「リース方式」という）は、03年に始まった構造改革特区が前身であり、05年9月以降、農業経営基盤強化促進法の改正を受けて全国展開された制度である。この制度（特定法人貸付事業）では、企業は生産法人資格を取得せずに、農地を賃借（所有はできない）し、土地利用型農業に参入することが可能となる。

他方、参入できるのは市町村が「遊休農地、又は遊休化しそうな農地が見込まれる地域」と認定した地域に限定されるほか、参入に際しては市町村の仲介で農地斡旋を受け、また地域と協力して適正に農業を行う旨の協定を結ぶ必要がある。

は農業生産を行わず、農業者から農作業を受託し作業料金を得る事業（コントラクター）で、農業者、市町村、JAのほか、企業の参入も多い。企業の参入は、地域農業の要請に応じる形で、建設業、輸送業、農機具リース業を母体とするものが多い。コントラクター事業は、リスクは少ないものの作業賃金が低いため、本業との兼営が

一般的である。

このように企業が農業に参入する方式は幾つもあり、現実に様々な形で参入が行われている。参入に一定の制約がある土地利用型農業の場合でも、生産法人への参画やリース方式により門戸は既に開かれており、以下でその現状についてみてみたい。

（2）リース方式の参入状況

a 建設業と食品関係が参入の中心

リース方式は03年から始まった新しい制度だが、参入企業数は徐々に増加しており、07年3月1日現在、102の市町村に206法人が参入している（第1表）。しかし、現状の参入ペースでは、農林水産省の「2010年までに500法人」という目標達成は厳しいとみられている。

参入企業の業種では、地元の建設業と食品関係が中心を占める。「その他」に分類される企業数も相当あるが、その多くはNPO法人や観光業（ホテル・旅館等）などで、米麦を中心に販売というよりは農作業体験や農村交流を目的にしたものが大半である。

参入数の一番多い建設業は、公共事業が縮小するなかでの雇用確保、農業の担い手不足に対する地域貢献等を主な動機にしている。食品産業では、自社食品の差別化・高付加価値化、原材料の安定調達等を目的にした参入が多い。

第1表 農地リース方式での参入実績

	参入 法人数	形態別 株式会社	特例有限 会社	NPO等	業種別 建設業	食品関係	その他	参入法人 への貸付 農地面積 (ha)
04年10月	71	37	19	15	24	21	26	132.4
05. 1	109	54	29	16	37	29	43	371.6
06. 3	156	80	41	35	57	41	58	471.9
06. 9	173	89	46	38	59	46	68	528.7
07. 3	206	110	54	42	76	46	84	595.9

	作物別						
	米麦	野菜	果樹	畜産	花卉	工芸作物	複合
04年10月	15	31	11	3	1	1	9
05. 1	22	37	20	5	3	3	23
06. 3	30	65	24	6	3	5	23
06. 9	34	67	22	6	5	4	35
07. 3	38	84	30	6	5	8	35

資料 農林水産省ホームページから筆者作成

b 作目は野菜が最多

リース方式での営農類型では、野菜が84法人（割合41%）と飛び抜けて高く、次いで米麦38（同18%）、複合35（同17%）、果樹30（同15%）の順である。生産法人の作目構成は（06年1月1日現在）、米麦、畜産がそれぞれ27%、26%で、野菜13%、果樹8%であり、リース方式の参入企業は、野菜、果樹指向が強いといえる。

他方、リース方式の参入1法人当たりの借入面積は2.9haに過ぎず、法人経営としてはごく小規模である。同方式の貸付面積全体でも約600haであり、マクロ的にみて遊休農地化を防ぐ効果は小さいといえる。

参入企業の経営内容については、幾つかのアンケート調査が厳しい状況を伝えている。例えば、農林水産省の調査（06年3月1時点、134法人回答）によると、黒字を達成している法人は1割未満で、過半が赤字法人

となっている。営農開始から時間が経っていないこと、初期投資が相当大きいこと等を主因とする結果となっている。

c 地域による大きなバラツキ

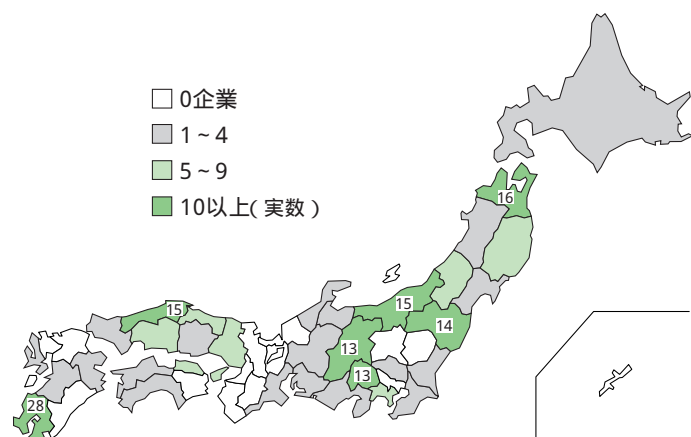
リース方式の農業参入の実績が多い地域は、鹿児島県の28

を筆頭に青森県16、島根県・新潟県15、福島県14、長野県・山梨県13などである（第2図）。

こうした地域は、農業生産のウェイトが高く、構造改革特区等で企業参入を促進してきた地域である。他方、農業地域であっても、北海道や鹿児島県を除く九州などでは、リース方式での参入は不活発であり地域間のバラツキが大きい。

リース方式の実施は、各市町村が基本構

第2図 企業等の農業参入数(都道府県別)



資料 農林水産省経営局資料を基に筆者作成

想に「特定法人貸付事業」を位置づけ「参入区域」を設定する必要があるが、未設定市町村も多い（06年12月末、「位置付け済み」〔予定含む〕が688，検討中・未定が171「位置付けない」869）。

地域農業の実情等から、特にリース方式での企業参入を必要としない地域があること、特区廃止による自治体のPR効果期待の縮小、また市町村合併等による行政の関心度の低下等が影響していると考えられる。

（3）生産法人設立による参入

a 企業の生産法人取得は増加基調

企業が生産法人格を取得し土地利用型農業に参入している事例を統計的に把握することは困難であるが（生産法人全体は06年1月1日時点で8,412），おそらくリース方式より多く、また増加基調にあるのは間違いないといえる。

参入企業は、やはり地元の建設業や食品企業が中心であり、また参入の動機もリース方式の場合

とほぼ同様である。参入数の多い建設業では、地域農業の実態が企業の参入を要請した側面も強い（室屋[2005a]）。

リース方式と比べた場

合、生産法人格の取得要件は厳しいが、生産法人は「農業内部」と位置付けられ、一般に補助事業がリース方式以上に手厚いこと、地域農家との協力・連携が得られやすいこと等が大きなメリットである。

リース方式で参入した企業が生産法人へと転換する動きも出ている。例えば、参入後に生産法人を取得するケース、またもともと生産法人を持っていたが、リース方式では一般企業として参入し、その後運営を生産法人に切り替える事例がある。

b 大企業の参入

全国ベースで事業展開する大企業の農業進出は、食品関連企業を中心にハイテク施設やバイオ・育種といった非農地分野のほか、少数だが土地利用型農業への参入がみられる（第2表）。

その参入動機としては、担い手確保の懸念が強まるなかで、履歴のはっきりした農産物の安定調達を目的とするのが主であ

第2表 大企業(食品関連企業)の農業参入類型

	企業名	主な作物	農業参入の内容
生産法人設立	ワタミ	有機農産物	生産法人ワタミファーム
	キューサイ	青汁原料ケール	3か所で農業生産法人設立
	サイゼリア	有機農産物	生産法人設立
	モスフードサービス	トマト	生産法人設立
	メルシャン	ワイン原料ブドウ	農業生産法人設立
施設 ハイ テク	カゴメ	生食用トマト	直営ハイテク菜園のほか、生産法人への出資
	キューピー	野菜	「ハイテク野菜工場」でレタスとサラダ菜生産
	ハウス食品	ハーブ・青じそ	出資先ベンチャー企業(ミスト農法)を通じた参入
育種 開発	サントリー	花卉	「青いバラ」開発
	麒麟ビール	花卉、種イモ	種イモ、花卉3社
	サッポロビール	花卉	コチョウラン生産

資料 筆者作成

り、栽培作目も有機農産物など差別化されたものが中心である。

土地利用型農業への参入の場合、リース方式ではなく生産法人設立によるものが中心となっている点は注目される。前述したような「農業内部」となるメリットのほかに、「本格的に農業をしている」ことを消費者に訴求する効果も大きいといえよう。

また、大企業のリース方式の評価については、かつてはそのシンボリック的存在であったワタミファーム（ワタミの子会社）が、「（リース方式による・・・筆者注）株式会社での農業にメリットが見出せなくなった」（日本経済新聞北海道版06年10月5日）として、農地リース契約を次第に解消し、生産法人の利用権設定にシフトさせていることが示唆的である。

当社は、リース方式では、決められた区域に市町村等の仲介で農地を賃貸するため、機動的な農地集積ができない点が障害だとしている。他方、当社は生産法人として他の生産法人への出資を行うなど、資本政策上からも生産法人の利用価値が高いと判断しているとみられる。

2 事例にみる企業参入の実情

（1）参入企業の性格と位置付け

企業の農業参入について考える場合、抽象的な「企業」を想定するのではなく、企業の性格や参入の経緯等、具体的に検討することが重要であろう。

農業に参入する企業は、地元の中小企業

がほとんどであり、またその背景には担い手を農外に求めざるをえない地域の実情がみられる。企業の参入に対する地域の対応も、「企業が参入してくる」面と、「企業に参入してもらおう」という二面性が認められる。

実際には後者の側面が相当強く、参入する企業の多くは、農地、農業技術、資金、労働力調達等、事業全般にわたり地域から支援を受けている。特に、自治体が近年従来以上に踏み込んだ参入支援を行う例が増加している。

地域との関係のなかで、企業を担い手とする場合、地元の中小企業に優位性があるのは明らかであろう。地元企業は株式企業であっても非上場が一般的で、地域での「顔の見える」関係が参入の実質的な事前審査となり、また参入後のモニタリングも働きやすい。企業側も、地域の事情を良く知り、地域貢献の意欲も強いなど、地域社会の理解や協力が得られやすい条件を備えている。

地域性の希薄な大企業の場合、一般にこうした条件を欠く一方、その本来的強みであるはずの資本力や経営力をもってしても、農業に付きまとう生産変動や様々なリスクに十分に対処するビジネスモデルが確立されている訳ではない。

それでも幾つかの大企業が、従来の生産者との契約取引レベルを超え土地利用型農業に直接参入しているのは、ある程度そのリスクをカバーする仕組みを組織内部に整備しているからである。

特に食品関連企業では、自社の販路、

高付加価値・ニッチ農産物の栽培，独自の農業技術，商品ブランド化・PR効果など，農業参入するインセンティブは潜在的には存在している。それでも現実の大企業の参入はごくまれであり，参入する場合でも生産法人として「農業内部」の形態をとり，地域や政策の支援を前提としている。

このように農業への企業参入を想定する場合，どのような経営形態の企業であっても，地域社会の論理を相当程度内部化せずに事業化するのには困難である。いうならば「企業の論理」と「地域の論理」が共鳴する範囲において，企業の参入は起きるといえよう。

企業の農業参入が活発な3県について，地域と企業の実態がどのようなものか，以下でみてみたい。

（2）鹿児島県の状況

a 担い手不足のなかでの畑作需要の増大
鹿児島県はリース方式による参入数が全国最多で，現在6市町村で28の様々な法人（2法人が県内2か所で参入しているため延べ数は30）が参入している（第3表）。

参入の大半は特区地域のもので，県西部（阿久根市，薩摩川内市）と薩摩半島の南さつま市（旧加世田市）に集中している。また，栽培作物もらっきょう，さつまいも（裏作にばれいしょ）にほぼ限定されている。

こうした地域が特区の申請に至る背景には，担い手不足と高齢化によって遊休農地が年々拡大し，農地の荒廃化が県内でも特

に進行しているという事情がある。

2005年センサスによると，阿久根市の耕作放棄地面積率は21.4%，旧加世田市15.4%，薩摩川内市18.2%と鹿児島県の7.1%を大幅に上回っている（全国平均は5.8%）。

他方，さつまいも，らっきょう等の畑作物需要は堅調であり，特に焼酎ブームもあって，さつまいもは品不足の状態にある。また，こうした作物は栽培が比較的容易で，労働力を多用しない。さらに，これら地域では，遊休農地は再生の可能性が高いものが多かった（秋山[2004]）。

こうした恵まれた要因を生かしながら，各市は企業が参入しやすい条件整備を熱心に取り組んだことが，多数の参入実績につながったと考えられる。

b かごしま組合食品株式会社の事例

当社はJA鹿児島県経済連と鹿児島県内JAが出資，設立した協同会社で，量販店や生協向けの青果物の直販事業と漬物等の食品加工を主に行っている。

当社が農業に参入する契機となったのは，薩摩川内市が生食用の「唐浜らっきょう」のブランド化・産地化を図るために特区を申請するに際して，JAグループ（JAさつま川内及びJA鹿児島県経済連）を通じて当社に参入の要請があったためである。

これに対し当社は，自らの事業基盤である地域農業・農家への支援，直販先からのらっきょう安定供給の要請に応える，直営農業の可能性を探ることを主な目的

第3表 鹿児島県におけるリース方式での農業参入法人

(単位 a)

市町村	法人業種	主な作物	借入面積
南さつま市 (15法人)	生コン, 砕石, アスファルト合材製造	らっきょう, たまねぎ, にんにく	93
	農産物販売	にんにく, らっきょう, たまねぎ, にんじん	381
	不動産業	らっきょう	33
	建設業	らっきょう	24
	土木, 建設業	らっきょう	99
	一般及び産業廃棄物収集運搬業等	らっきょう	102
	クレーンリース業, 土木工事業等	らっきょう	189
	農産物加工販売等	らっきょう	202
	建設業	らっきょう	92
	菓子製造業	さつまいも	65
	建設業	さつまいも	58
	造園・土木業	らっきょう	58
	協同組合	深ねぎ, ばれいしょ, らっきょう, 市民農園	112
	土木建設設計監理施工, 測量, 不動産業	らっきょう	19
	土木建築請負業	らっきょう	21
薩摩川内市 (4法人)	青果物販売, 食品加工(JA出資)	らっきょう	290
	クレーンリース業, 土木工事業等	らっきょう	240
	設備	らっきょう	110
	建設業	らっきょう	20
阿久根市 (4法人)	澱粉製造・練り製品製造	さつまいも(澱粉原料), ばれいしょ	1 350
	食肉加工業	さつまいも(焼酎用), ばれいしょ	200
	柿酢の製造	加工用渋柿	20
	社会福祉法人	さつまいも(澱粉原料), ばれいしょ	30
大口市 (2法人)	建設業	さつまいも	485
	自動車整備	梅(南光梅)	84
肝付町	青果物販売, 食品加工(JA出資)	いんげん, カラピーマン(施設)	1 059
西之表市 (4法人)	菓子製造販売	さつまいも(焼酎用)	40
	焼酎製造販売	さつまいも	430
	建設業	さつまいも	160
	ごみ収集・運搬, 公園管理	さつまいも	110

資料 市資料及びヒアリングから筆者作成

候条件等から当初計画していた生産量, 売上げには達していないが, これは致し方ないとみている。あくまで当社の目標は, らっきょうの産地化支援を第一としており, 将来的にその目途が付けば, 農家等に経営を移していく方針である。現在既に地元の優良農家から1名を選定し, 責任者として農場管理全般を委託している。

当社の参入に際しては, 市, 普及所, 地元農家, JAの全面的なバックアップを受けた。当社は, 「企業・行政・地域」の三位一体の協力がなければ, 企業の農業経営は不可能だと考えている。

なかでも市は, 参入企業が「すぐに栽培を開始できるような状態」を提供することを基本に, 圃場整備, 農地斡旋, 省力化施設の

に, 04年に参入を決めた。

当社のらっきょう栽培は1haから始まり, 06年には2.4haへと拡大している。天

補助, JAを通じた販路の確保の仕組み等を通じ参入を促した。

しかし他方で, 参入した6社のうち3社

が1年で撤退している（南さつま市では1社）。撤退したのはすべて地元の建設業で、「本業の不振」がその理由である。撤退に伴い再遊休化した農地は、他の参入企業に利用されたが、一部は遊休化したままとなっている。市の手厚い支援は、企業の参入ハードルを低くしたが、同時に撤退しやすい環境を作ったのではないかと懸念も残る。

（3）島根県の状況

a 県の考え方

島根県は、県が企業の農業参入に熱心なことで知られている。同県は、中山間地が県域の大部分を占め、かつ高齢化・過疎化が進むなかで、地域農業を維持するには個人の新規就農や集落営農だけでは限界があり（県の耕作放棄面積地率は11.0%）、「新たな農業経営体」として企業参入を促進し、地域の農業者と協働して生産、加工・販売する体制を目指している。

県がこうした考えに至る契機となったのは、キューサイの生産法人子会社である（有）キューサイファーム島根（資本金5.5億円、51.3ha）が97年に益田市への進出したことだった。当社の進出によって、周辺の契約農家も含めて農業生産及び雇用の増大、農地売却（国営農地開発地）等にプラス効果があったと県は評価した。

その後、県は企業、農業者、市町村の意向調

査を実施し、企業参入に肯定的な意見が多いことを確認し、02年にしまね農業振興公社に「企業参入促進員」を配置、03年から県単独事業として参入企業を対象を絞った支援制度を創設した。

05年以降は、公社に代わり直接県庁に「企業参入促進スタッフ」を3名専属で配置している。また、県外企業に対する情報収集、参入誘致のための「農業参入コンダクター」（全部で14名。県出身の企業経営者、会計士、税理士、大学教授等）を委嘱・配置している。

b 県の支援内容

島根県の企業参入支援は、事前、事後をカバーしており、参入前では調査、研究、技術習得を目的とする経費の半分（150万円上限）を貸し付け、参入後1年超の営農の場合、返還を免除している。

また、参入に際しては、機械・施設等の整備経費の3分の1を補助している。第4表のように補助金には3種類あり、通常タイプの「担い手確保型」に対し、「産地づくり型」では企業が設備を建設し、そこに農家を誘導し産地形成を促すことを想定している（第4表）。

第4表 島根県の企業参入整備事業（補助金）

（単位 百万円）

	補助率	事業費	農業専従正規職員	備考
担い手確保型	3分の1	3～30	1名以上	-
産地づくり型1	3分の1	3～50	1名以上	共同生産出荷農家2戸以上
産地づくり型2	3分の1	3～100	2名以上	3～5年以内に契約取引農家5戸以上

資料 島根県庁ホームページ（アクセス07年6月）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/nogyokeiei/sannyu/>

（注）農業専従正規職員について、県外企業は新規常時雇用とすること。

資金計画以外でも、各段階において普及所との連携を含め包括的な支援対応を行っている。

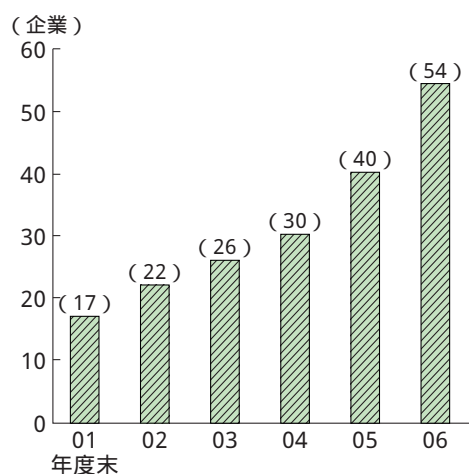
c 参入の状況

参入企業数は県が調査を開始した00年から着実に増えており、06年度末累計で54社、本07年度は10社程度の増加を見込んでいる（第3図）。

54社のうち、建設業が33社（割合61%）、建設関連業が3社（同6%）と大きなウェイトを占めている。食品製造業は6社（同11%）だが、最近の進出事例が多く今後伸びてくるのではとの見方である。

なお島根県の参入数は、非農地利用の参入を含めている。他方、非企業、試験的な営農レベルは対象となっていない。例えば、07年3月1日現在、県内にはリース方式で15法人の参入が記録されているが、県の参入企業にカウントされているのは9法人である。

第3図 島根県における参入企業数の推移（累計）



資料 第3図と同じ島根県庁ホームページから筆者作成

d 有限会社KKNの事例

当社は06年3月に、浜田市の建設業2社と知的障害者の自立施設を運営する社会福祉法人（同法人の役職員が設立した会社を経由した出資）の三者が共同で設立した会社で、いちごとピオーネの施設栽培と観光農園を行っている。

三者の接点は地元の環境グループを通じた活動であり、建設業は事業縮小が続くなかで新たな事業展開を検討しており、また社会福祉法人の方は障害者の働く場を確保したいとの思いが、三者連携による農業参入という形で結実した。

作物は、地元が産地化を進めているピオーネは当初から決めていたが、周年雇用の点でいちごの栽培も行うことにした。また、農業だけの事業化は難しいため、障害者雇用を含めた観光・福祉一体型の農業を目指すことにした。

しかし、現実には三者とも農業については素人に近いため、県や市の支援が参入の決め手となり、それなしでは参入は不可能だったという。

農地は浜田市から2ha賃借し、いちごのハウス2棟（25a）、ピオーネのハウス（64a）を建設した。建設資金は、県（「産地づくり型2」の契約取引タイプ）と市の補助で3分の1程度まかない、残りは公庫の長期資金を利用した。また、農園開設とほぼ同時に認定農業者となった。

農業技術は、ピオーネは経験者の採用ができたが、いちご栽培のノウハウは全く無く、県の農業技術センターが独自に開発し

た「島根型養液栽培システム」を導入し、技術習得のために同センターへ職員を派遣した。この研修が栽培技術の習得の大きなサポートとなり、その後も技術センターや普及員の指導を受けている。こうした支援により、初年度にもかかわらず、いちごは予想以上のものが出来たと評価している。

現在の人員は、営農担当の常勤役員1名、パート2名、障害者の研修生2名である。障害者の方の仕事ぶりは大変熱心で、観光農園の来園者の案内も行っている。また、苗の定植など多くの人手が必要なときは、施設から臨時的に応援を受けている。

当社の農業参入は、知的障害者の雇用支援もあって地元マスコミで大きく取り上げられた。こうした効果もあり予想以上に観光農園への来園者数が多く、設立前は販路の不安があったが、現在いちごは園内で大半がさばけてしまい、むしろ持ち帰り用や外部販売向けは品不足状態にある。また、障害者施設で製造されるいちごのロールケーキ等も好評であり、今後は加工品の多様化にも力を入れ、それに伴っていちごの需要は一層伸びると期待している。

ピオーネの方は、収穫までに3年を要することから来年以降の収穫となるが、現在はいちごの収入でピオーネへの投資をカバーできているという。

施設に入所した知的障害者のうち、就労にまで至るのは1%程度という厳しい現実があるなかで、農業と障害者の自立支援を結び付ける当社の取組みは、地域が持つ内発性を引き出す興味深い事例といえる。

(4) 長野市の状況

a 農業公社が生産法人設立も計画

長野市の農業は、りんご、ぶどう等の果樹や畑作が中心であるが、1戸当たりの経営規模も約40aと零細なうえ、担い手の高齢化や人手不足もあって、耕作放棄地の拡大が県内でも顕著である。2005年センサスによると、同市の耕作放棄地面積比率は19.2%、中山間地ではこれが3割近くに達している（長野県全体では12.0%）。

こうした厳しい現況に対して、市は従来以上に農業再生に力を入れていく方針を立てるとともに、(社)長野市農業公社を今年(07年)7月に設立した。同公社は、市、農業委員会、市内2つのJAが持っていた農業振興の機能を集約・強化したもので、行政とJAが資金や人材を出し合い、連携しながら運営していく体制となっている。

同公社は、農地保有合理化事業や作業受委託にとどまらず、積極的な担い手育成を目指しており、自ら中山間地に「遊休農地活用生産法人」(仮称)を設立する計画である。この生産法人には、農家や他法人、JAも出資する予定である。

市の構想では、中心部を除いた市内5地域に生産法人を設立し、公社が地域ごとに集約した遊休農地を利用し、20~30ha規模で小麦、そば、大豆など、長野の伝統的食品の原料作物を生産する計画である。また中山間という特性を生かして、消費者の体験・交流を含めた農業の展開を考えている。

リース方式の参入については、長野市は全域が対象であるが実績はなく、市はこの

制度では限界があり、担い手育成により踏み込んで関与すべきだと判断している。

こうした行政、JAによる農業再生の機能強化に関連しながら、長野市内では昨年（06年）末に2つの食品関係企業が生産法人を設立している。ひとつは後述する青果卸業からの参入であり、もう1社は企業向けの弁当生産を行う企業が、従来の輸入冷凍野菜の使用に替えて、自社生産をするために周辺農家とともに法人を設立した。

b 株式会社長印ながのファームの事例

当社は青果卸の（株）長印の生産法人子会社として昨年（06年）12月に設立された。

卸業からの農業参入する例は全国的にも珍しいが、その背景には近年地元農家から当社への持込量が減少し、将来的な取扱量の確保をどうするかという課題があった。

これに対し、当社は他地域からの調達ではなく、自ら栽培することで実需者の要望に応える、また当社から提案することでビジネス化でき、また地域貢献につながると考えた。

実際の参入は、社内に農業に通じた人材がいたことに加え、行政・JAの支援、また卸として売り先を確保していることが決め手になった。

参入形態は、リース方式でも可能だったが、生産法人の設立によりまず拠点を作り、そこから歩きながら展開していくことにした。また、生産法人や認定農業者になることで、政策支援や地域での信頼が高まる点でもメリットがあるとみている。

出資は、親会社の長印がグループとして25%持ち、社長は生産法人への出向という形になっている。JAに対しても、「一緒にやっていく」とのスタンスから出資を要請している。

現在、当社は市内の平場地域に5haの農地を賃借しているが、もう1か所、標高1千mの中山間地に5ha借りる目途が立っている。農地はJAの斡旋を受けたが、公社設立に伴い契約は順次そちらに移行していく予定である。

平場の方では2毛作が可能のため、全体で15haの経営面積に標高差を利用し、レタス、キャベツ、たまねぎ等をリレー出荷していく予定である。また冬場の雇用維持のために、アスパラの促成栽培を計画している。

当社にとって、季節、標高差、時間帯に対応した周年雇用のプランを構築するのが当面の大きな課題である。その点で、公社やJAの人材派遣機能への期待も大きい。

現在の人員は、専従2名とパートの体制だが、将来的には倍の30haまで経営面積を拡大したい意向である。同時に、当社が農家に対して販売先が決まった作物提案を行い、JAは技術普及を行うような連携を考えている。

当社の強みは、実需者のニーズを直接把握し、タイムリーに商品提案、供給していただけるポジションにあり、親会社は加工施設も持っている。こうした仕組みにより、農家が営農意欲を高め、耕作放棄の歯止めの一助になればと当社は考えている。

3 企業の農業参入の意義と課題

(1) 地縁性をベースにした参入

企業の農業参入の実態をみていくと、「地域」との関係が文字通り切り離せないものであることが分かる。

企業の参入は、「先進的経営主体である企業が日本農業を変える」という構図というよりは、農業の経験は少ないが「地域貢献」や「地域への思い」の熱い人々が、地域の支援を受け起業したベンチャーというのが実像に近いといえよう。

しかも、その多くは参入から時間的に間もなく、試行錯誤の過程にあり、将来的な農業の担い手となりえるか現時点では不透明である。現実に撤退という事例も生じている。

それでも事例にみるように企業の農業参入は、担い手が現実に不足している地域農業において、個性的な力を発揮する可能性を秘めている。その実現のためには、企業が得意とする分野を伸ばしつつ、地域が一体となり担い手として育成し定着させていく態勢が重要であろう。

また、参入企業は、農業は食料の生産だけでなく、地域の人的能力を引き出し、自然環境、歴史や文化を保全・発展させていく役割があるとのミッションを持ち続けることが求められる。

(2) 仲間をつくる

事例を通して、企業の農業参入にかかわ

る最も重要なキーワードは、「仲間づくり」ではないかと思われる。

企業の場合、一般に農業については知識・ノウハウが乏しく、また農地、労働力、農業技術等いずれをとっても地域の協力、支援が不可欠である。しかも、こうした協力関係は、価格を媒介とするスポット取引ではなく、地縁ベースでの長期的信頼関係、人的ネットワークに多く依存している。

それゆえ、地域社会における仲間づくりや活発なコミュニケーションが、参入企業の成長やリスク管理を大きく左右することになる。反対に、企業から地域へ還元を図る取組みも必要となってくる。

地縁ベースの「仲間づくり」という点からは、おのずと地元の中小企業の参入が中心となろう。しかし、これは大企業の参入が規制されているためではなく、基本的に土地利用型農業の特性を反映したものである。

大企業の卓越した資本力であっても、土地や労働力、また収穫の不安定性等は市場メカニズムでは容易に処理できないものとして経営の外部に存在している。しかも、わが国では労賃、農地条件、設備・諸資材価格等の面で高コストを与件とせざるをえない現状があり、投資に対するリターンを尺度とする論理だけでは、長期的な営農は極めて難しいといえる。

(3) 農地の取得問題

農業の効率化、合理化を求める論議には、必ず一般企業の農地取得の解禁が含まれ

る。しかし、どのような事業者が、どのような土地利用目的のために、農地の取得を求めているのか不明である。

わが国の土地利用型農業でも、数百ha規模を持つ法人経営も誕生しているが、ほとんどの農地は賃借であり、かつ地域や政策支援なしには営農継続は不可能なのが実態である。また、農地取得が可能な生産法人を設立した企業でも、農地は賃借で十分とするのが大半である。

「農地を農地として利用する」ならば、現状様々なルートが既に開かれており、時間をかけその効果を検証していくべきであろう。

また、いうまでもなく農地は公益的な地域資源という側面があり、その適切な利用は地域住民も含めたモニタリングを受ける仕組みが必要である。

現実には、地元企業であってもわずか1, 2年で撤退する事例が発生しており、今後、本業の不振、農業経営の厳しさ等から撤退せざるをえない事例も増加する懸念がある。たとえ撤退する場合でも、企業がその後の農地利用者を見つけるなどの社会的責任が求められよう。

おわりに

長期的な歴史でみれば、日本の農村社会は中央集権下の横並びを脱し、地域が自らの考えで自己決定する時代に入ってきたといえる。企業の農業参入は、そうした新たな時代に対応した地域の自立化・活性化と

いう観点から評価すべきものと考ええる。

地域社会にあって、農業は食料生産だけでなく、人材、農地、資金など地域の資源を活用・保全する面からも、最も望ましい産業のひとつである。他方、農村や農家の状況も大きく変化し、家族を中心とする担い手だけでは、地域農業を維持することは年々難しくなっている。地域に根ざした企業が、農業を通じ地域資源のマネジメントの一翼を担うのは、ある意味自然なことといえよう。

地域の多様な担い手のひとつとして企業を位置づける際、農協の果たす役割は非常に大きい。農協は地域農業に思いを寄せる人々の「仲間づくり」を手伝うとともに、企業の論理と地域の論理をコーディネートする役割をもっと果たしえるのではないかと思う。企業の農業参入が、新しいもの、異質なものを咀嚼しながら、農業・農村社会の新たな生命力につながる可能性に期待したい。

<参考文献>

- ・秋山邦裕(2004)「遊休農地対策と「多様な」担い手像—南九州の動向」『農政調査時報』(全国農業会議所)秋号
- ・小野智昭(2006)「農外企業の農業参入と農地制度について」『農政調査時報』(全国農業会議所)冬号
- ・室屋有宏(2004)「株式会社の農業参入—事例にみる現状と可能性及び意義について」『農林金融』12月号
- ・室屋有宏(2005a)「増加する建設業の農業参入—雇用確保の「帰農」とその実情」『調査と情報』1月号
- ・室屋有宏(2005b)「株式会社が取り組む有機農業—ワタミファームの事例から土地利用型農業への参入を考える」『調査と情報』5月号

(主任研究員 室屋有宏・むろやありひろ)

後期高齢者への依存強める日本農業

〔要 旨〕

- 1 2005年農林業センサスによれば、農家世帯員及び世帯員農業従事者において、75歳以上の後期高齢者の割合が急速に高まっている。これは昭和一けた世代の一部が75歳以上に移行したことによるものだが、その一方で、65歳以上の高齢世帯員数は初めて減少に転じており、日本の農家構造において高齢化と高齢者の減少が並行して進んでいることが明らかになった。
- 2 農業労働力における後期高齢者への依存度が高まることにより、農家が自営農業に投入する労働力は減少することが予想される。ただし、作目によってその影響は大きく異なるとみられる。例えば、単一経営農家を作目別にみると、稲作、麦類作等の土地利用型農業では、基幹的農業従事者の20%以上を後期高齢者が占め、影響が大きいとみられるが、施設野菜・畜産では同割合は10%前後にとどまり、後継者も確保されており影響は小さいであろう。
- 3 農家世帯員・基幹的農業従事者の今後の変化を予測すると、後期高齢者への依存度はさらに高まるため、縮小する農業労働力を前提として、後期高齢者への依存度が高い土地利用型農業の集約化と、後期高齢者が主体となれる労働負荷の少ない農業を並行して実現していくことが必要である。例えば、現在進められている集落営農組織の構築等は前者への対応として、産地直売所等の取組みは後者への対応として有効とみられる。
- 4 日本農業は、昭和一けた世代を中心とする後期高齢者への依存度の上昇と高齢者労働力が縮小に向かう局面を迎えている。さらに2010年前後からは後期高齢者も減少に向かうとみられ、早急に「ポスト昭和一けた世代」を見据えた農業生産体制の構築・整備を進めていく必要がある。

目 次

はじめに

1 農家・農業労働力構造の現状

(1) 全国の農家世帯員・農業労働力

(2) 農業地域別農家世帯員及び農業労働力

2 農業労働力における後期高齢者の現状と影響

(1) 高齢化と農業従事日数

(2) 作目別にみた後期高齢者への依存度

(3) 後期高齢者の影響が大きい稲作・麦類作

(4) 後期高齢者への移行と農協組織

(5) 後期高齢者への移行と世帯構造

3 農家世帯員・農業労働力の今後について

(1) 農家世帯員・農業労働力の将来推移

(2) 後期高齢者が主体となれる農業

おわりに

はじめに

2005年農林業センサスにおいては、75歳以上の後期高齢者の農家世帯員及び世帯員農業従事者が増加し、高齢化が加速している。これは、戦後の日本農業を支えてきたいわゆる昭和一けた世代の一部が後期高齢者へ移行したことによって生じたものである。そして、後期高齢者への移行は、単なる高齢化と異なり、地域農業や農協の組織基盤、さらに地域社会全体にも広範な影響が及ぶ可能性がある。

本稿は、こうした後期高齢者への依存度が強まっている農家構造の現状及びその影響、今後の推移等を整理し、主として人的側面から農業・農村の将来について検証しようとするものである。

1 農家・農業労働力構造の現状

(1) 全国の農家世帯員・農業労働力

まず、全国の農家世帯員及び世帯員農業

従事者における年齢構造の変化を農業センサスよりみたものが第1表である。

同表にみられるように、2000年センサスで28.0%だった農家世帯員に占める65歳以上の高齢者比率は、2005年センサスでは31.6%と大きく上昇している。しかしながら高齢者を65～74歳の前期高齢者（以下「前期高齢者」という）と75歳以上の後期高齢者（以下「後期高齢者」という）に分けてみると、前期高齢者の割合は00年から05年にかけて0.5ポイント低下したのに対し、後期高齢者の割合は逆に4.1ポイント高まっている。また、高齢者数そのものは00年から05年にかけて29万人減少しているが、その内訳をみると、前期高齢者が減少する一方で、後期高齢者は大きく増加している。

このように2005年センサスにおいては、農家世帯員における後期高齢者のウェイトが急速に高まっている。これは農家世帯員の中心である昭和一けた世代の一部（1926年生まれから1930年生まれの一部までが該当）が、2005年センサスから後期高齢者に含ま

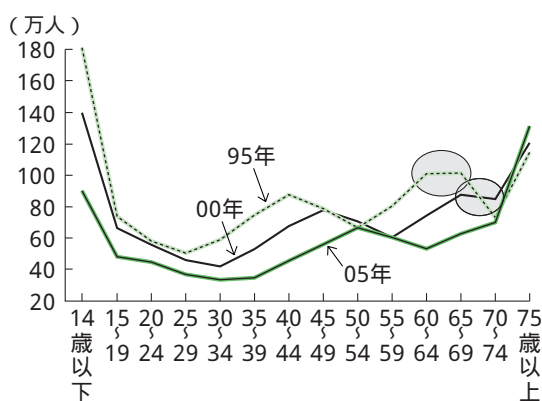
第1表 農家世帯員及び農業労働力の推移

(単位 万人, %, ポイント)

	95年 (a)	00 (b)	05 (c)	変化幅	
				(c-a)	(c-b)
販売農家世帯員数	1 204	1 047	837	367	210
うち高齢者	290	294	265	26	29
高齢者比率	24.1	28.0	31.6	7.5	3.6
前期高齢者	14.6	16.5	16.0	1.4	0.5
後期高齢者	9.5	11.6	15.7	6.1	4.1
農業従事者数	740	686	556	184	129
うち高齢者	201	227	210	9	17
高齢者比率	27.1	33.1	37.8	10.6	4.7
前期高齢者	20.5	23.2	22.6	2.1	0.6
後期高齢者	6.6	9.9	15.2	8.6	5.3
農業就業者数	414	389	335	79	54
うち高齢者	180	206	195	15	11
高齢者比率	43.5	52.9	58.2	14.7	5.3
前期高齢者	32.0	35.9	33.6	1.7	2.3
後期高齢者	11.5	16.9	24.6	13.0	7.6
基幹的農業従事者数	256	240	224	32	16
うち高齢者	102	123	129	27	6
高齢者比率	39.7	51.2	57.4	17.7	6.3
前期高齢者	32.1	38.4	36.8	4.7	1.6
後期高齢者	7.6	12.7	20.6	13.0	7.9

資料 農林水産省「2005年農林業センサス」「2000年世界農林業センサス」「1995年農業センサス」
(注) 色網掛けは後期高齢者部分。

第1図 年齢階層別「農家世帯員数」(販売農家)



資料 第1表に同じ
(注) 図中の円内は95年, 00年時点で昭和一けた世代を含む階層。

れるようになったことが大きく影響している(第1図)。

次に, 第1表から世帯員農業従事者につ

いてみると, 農家世帯員の高齢化と並行して, 農業労働力の高齢化も急速に進行していることがうかがえる。センサスにおいて世帯員農業従事者は, 専業傾向が強い順に基幹的農業従事者, 農業就業者, 農業従事者と区分されるが, 専業傾向が強い区分でとくに高齢化が進んでいる(上記3区分の関係は(注1, 2)の通り)。例えば, 兼業が主の世帯員を含む農業従事者の高齢者比率は95年の27.1%から05年の37.8%へ10.6ポイントの上昇にとどまったのに対し, 専業傾向の強い農業就業者, 基幹的農業従事者については前者が43.5%から58.2%へ14.7ポイント, 後者は39.7%から57.4%へ17.7ポイントも上昇している。

さらに, 上記3区分の高齢者を前期・後期高齢者に分けてみると, 農家世帯員と同様に前期高齢者の割合が低下する一方で, 後期高齢者の割合が急速に上昇している。特に, 専業傾向の強い農業就業者, 基幹的農業従事者においては05年の同比率はいずれも20%を超えており, 5人に1人を後期高齢者が占めている。

なお, 上記3区分の高齢者数をみると農業従事者, 農業就業者の高齢者数が減少する一方で, 基幹的農業従事者では依然増加が続いている。この背景としては, 定年帰農による新たな離職就農者の増加や公共事業の削減による兼業機会の減少により, 高齢世帯員のなかで主たる仕事として農業に従事する人の割合が高まったことが考えられる。
(注3)

(注1)「農業従事者」とは満15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者。

「農業就業者」とは自営農業に従事した世帯員(農業従事者)のうち、調査期日前1年間に「農業のみに従事した世帯員」及び「農業と兼業の双方に従事したが、農業の従事日数の方が多い世帯員」。

「基幹的農業従事者」は農業に主として従事した世帯員(農業就業人口)のうち、調査期日前1年間のふだんの主な状態が「仕事に従事していた者」。

(注2)世帯員の就業状態区分

		仕事への従事状況				
		農業従事者のみに	農業とその他の仕事の両方に従事		その他の仕事にのみに従事	仕事に就いていない
			農業が主	その他の仕事为主		
ふだんの主な状態	主に仕事	基幹的農業従事者		農業従事者		
	主に家事や育児	農業就業人口				
	その他					

資料 農林水産省「2005年農林業センサス」

(注3)農林水産省によれば01から05年にかけて65歳以上の離職就農者は延べ10万6千人と96年から00年にかけての同7万5千人から約3万人増加している。また、総務省「労働力調査」によれば公共事業の削減等により、00年には653万人だった建設業就業者は05年には568万人へ約85万人も減少している。

(2) 農業地域別農家世帯員及び農業労働力

先にみたように2005年センサスにおいては、後期高齢者の増加を起因とする高齢化が進むとともに65歳以上の農家世帯員が初めて減少に転じている。第2表は、それを農業地域別にみたものである。

同表をみると、00年には2地域に過ぎなかった高齢者比率が30%を超える地域が、05年には7地域に広がっている。その一方で、東海、北陸地域では依然30%を切っており、両地域では比較的后継者が確保されていると考えられる。

また、高齢者数そのものはすべての地域で減少し、10%以上の減少となった地域も7地域を占めている。前期・後期高齢者に分けてみると、すべての地域で前期高齢者が減少する一方で、後期高齢者は増加している。そのため、高齢者に占める後期高齢者の割合も全地域で上昇している。

第2表 農業地域別「高齢農家世帯員数」

(単位 万人, %, ポイント)

	65歳以上		65歳以上増減率	65～74歳	75歳以上	65歳以上比率		75歳以上		1戸当たり世帯員数	
	00年	05		05/00	05/00	00	05	00	05	00	05
全 国	294	265	9.9	22.5	8.0	28.0	31.6	11.6	15.7	4.48	4.26
北海道	7	7	10.4	21.8	4.1	28.0	30.9	12.3	15.8	4.17	4.08
東北	54	51	6.0	19.6	13.9	27.0	30.5	11.0	15.1	4.74	4.52
関東・東山	64	57	11.8	25.6	7.2	27.9	31.2	11.7	15.9	4.59	4.36
北陸	24	22	10.7	22.3	5.6	26.7	29.9	11.1	14.7	4.70	4.52
東海	29	25	13.4	25.4	3.2	26.4	29.8	11.1	14.9	4.80	4.58
近畿	25	23	10.6	23.7	7.6	27.1	30.3	11.3	15.2	4.52	4.28
中国	29	25	12.9	25.4	3.7	31.8	35.4	13.6	18.1	4.09	3.89
四国	17	16	10.2	22.8	7.4	30.9	35.0	12.9	17.5	4.15	3.90
九州・沖縄	43	40	6.5	17.4	10.7	28.9	33.5	11.2	15.3	4.09	3.88

資料 第1表に同じ

(注) 色網掛けは高齢者比率30%以上、1戸当たり世帯員4人未満。

なお、同表では1戸当たりの世帯員数についても示したが、中山間農業地域が多く含まれる中国、四国、九州・沖縄といった地域では4人を切っており、世帯の縮小が急速に進んでいる。これは、あとにみるように高齢者単独世帯や高齢者とその子供のための世帯の割合が農林部で高まっている影響とみられる。

次に、農業労働力を基幹的農業従事者からみると、00年には1地域に過ぎなかった高齢者比率が60%を超える地域が2005年センサスでは4地域に増加している。とくに、中国地域では初めて70%を超えており、高齢化が著しく進むこととなった（第3表）。

また、基幹的農業従事者の高齢者を地域別にみても、世帯員同様に前期高齢者が減少し後期高齢者が大きく増加していることは全地域で共通している。そのため、00年に1地域に過ぎなかった後期高齢者が2割を超える地域は05年には6地域に増加している。

このように、基幹的農業従事者に占める後期高齢者は地域を問わず増加するとともに、その割合も急速に高まっている。さらに、足元でも、昭和一けた世代の同階層への移行は続いており、日本の農業労働力は後期高齢者が主力になりつつあるといっ

第3表 農業地域別「高齢基幹的農業従事者」

（単位 万人、％）

	65歳以上		65歳以上増減率	65～74歳	75歳以上	65歳以上比率		75歳以上	
	00年	05	05/00	05/00	05/00	00	05	00	05
全 国	123	129	4.8	10.5	50.9	51.2	57.4	12.7	20.6
北海道	4	4	4.3	13.3	24.6	28.0	30.8	6.6	9.5
東北	20	21	6.0	7.5	60.4	47.5	54.1	9.4	16.2
関東・東山	28	31	10.4	8.4	64.9	50.9	58.0	13.0	22.1
北陸	7	8	10.0	4.5	59.1	58.4	66.0	13.3	21.8
東海	14	14	1.0	15.9	40.8	57.6	62.7	17.2	26.1
近畿	9	8	2.5	17.5	36.5	57.2	61.0	15.9	23.8
中国	12	12	2.5	13.5	39.5	68.0	72.9	20.5	29.9
四国	8	8	2.9	17.1	34.7	54.3	59.6	14.8	22.6
九州・沖縄	20	21	6.0	7.7	57.0	46.1	53.3	9.7	16.7

資料 第1表に同じ

（注）色網掛けは高齢者比率60%以上、後期高齢者比率20%以上。

よいだろう。

以上でみたように、2005年農業センサスにおける農家世帯員及び世帯員農業従事者についての特徴として、初めて65歳以上の高齢者世帯員の減少がみられたこと、高齢者のなかで前期高齢者の減少が顕著であること、後期高齢者が大きく増加し、かつその割合が高まってきたこと、があげられる。

では、こうした変化は、実際の農業生産の現場へどのような影響があるのだろうか。次節ではその点を考えてみたい。

2 農業労働力における後期高齢者の現状と影響

（1）高齢化と農業従事日数

先にみたように、現在世帯員農業従事者は65歳以上の高齢者が中心である。ただし、高齢者のなかでも前期高齢者と後期高齢者

では営農に従事する日数にはかなりの差がある。

第2図は、前記3区分の世帯員農業従事者について、年間150日以上農業に従事する人数の割合をみたものである。

まず、農業従事者をみると、60歳代前半までは農業従事者の年齢が上昇するにつれ、自営農業に150日以上従事する割合も上昇していく。これは年齢が上がるにつれ、定年等により離職ないし兼業を縮小する人が増え、農業にさける日数が増加するためとみられる。しかし、同割合は65～69歳層でピークを迎えたあと、70～74歳層では下落に転じ、75歳以上層ではピークを10ポイント以上も下回っている。

一方、基幹的農業従事者は、農業に主として従事し、かつ仕事を主としている世帯員という農業を生業としている人であるため、定年等による兼業先からの離職の影響がほとんどなく、年齢階層による従事日数の差が相対的に小さい。ただし、それにもかかわらず、農業従事者と同様に後期高齢

者へ移行するにつれ従事日数は減少していく。兼業の影響が少ないにもかかわらず後期高齢者層の農業従事日数が減少するのは、後継者の就農が一部に限られるとすれば、本人もしくは家族の健康面の要因等により徐々に農作業への従事が困難になるということであろう。

例えば、農業センサスから1人当たりの農業従事日数を試算すると、65～69歳は204日、70～74歳は195日、75歳以上は183日となり、後期高齢者の従事日数は65～69歳層に比べ20日以上下回っている。^(注4)

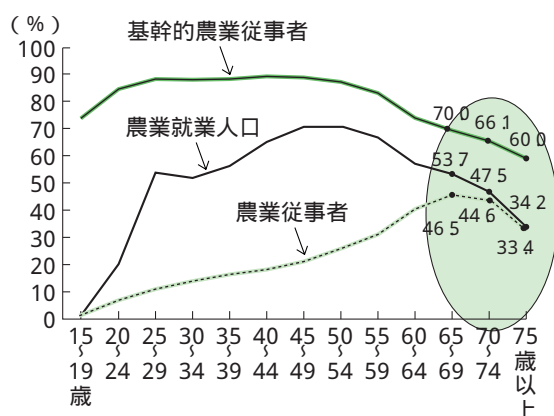
当然のことながら、後期高齢者のなかでも健康を維持し、150日以上自営農業に従事する方は相当数に上るが、上記のように平均してみた場合には従事日数は徐々に減少していくと考えられる。

(注4) 農業センサス調査での従事日数は実数ではなく一定の幅を持った日数の選択性であるため各回答階層の中位値を用い試算した。例えば30～59日は45日とした。なお、250日以上については300日とした。

(2) 作目別にみた後期高齢者への依存度
前期高齢者が後期高齢者へ移行していくことは従事日数からみて農業労働力の減少につながっていくとみられるが、ここではその作目別の影響について考えてみたい。

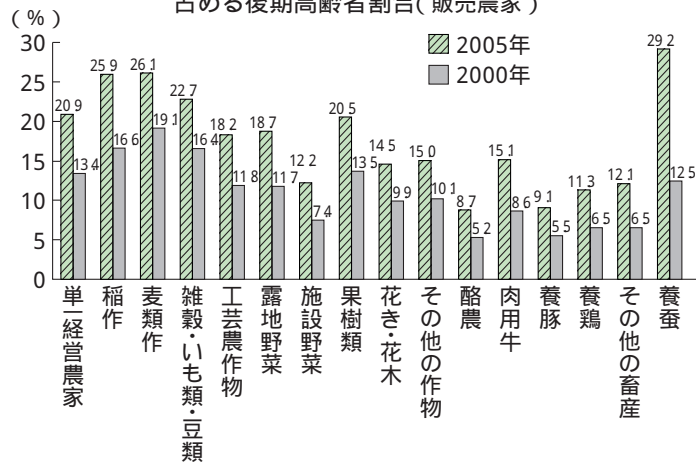
第3図は、作目別に基幹的農業従事者に占める後期高齢者の割合をみたものである(販売農家のなかでの単一経営農家1戸当たり)。後期高齢者への依存度が高い作目は、養蚕を除けば麦類作、稲作、雑穀・いも類・豆類といった水田及び主に水田の転作として作付けされている土地利用型の農業

第2図 年齢階層別にみた自営農業年間150日以上従事者割合(販売農家, 2005年)



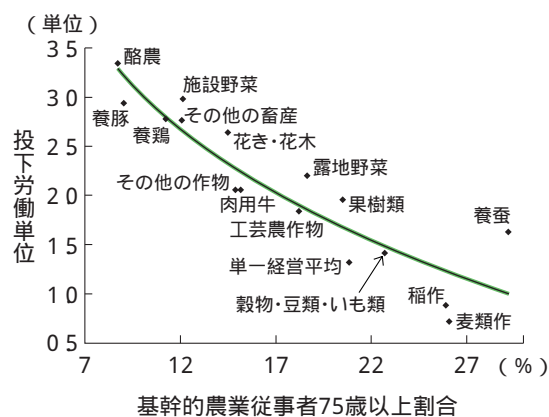
資料 第1表に同じ

第3図 単一経営農家における基幹的農業従事者に占める後期高齢者割合(販売農家)



資料 第1表に同じ

第4図 単一経営農家の世帯員投下労働規模と基幹的農業従事者後期高齢者割合(販売農家, 2005年)



資料 第1表に同じ

(注) 1 投下労働単位は従事日数の回答階層中位値を用い試算。図中の曲線は近似線のもの。
2 投下労働単位は1単位従事日数225日換算。

である。逆に低い作目は、酪農、養豚、養鶏といった畜産業と施設野菜で、その中間に露地野菜、果樹類等が位置している。また、00年と05年を比較すると、いずれの作目でも後期高齢者の割合が大きく上昇しており、作目を問わず農業労働力における後期高齢者の割合が上昇していることがうかがえる。

さらに、作目による労働規模の違いを考

慮し、単一経営農家1戸当たりの
 自営農業投下労働規模と基幹的農
 業労働者に占める後期高齢者の割
 合との関係をみたものが第4図で
 (注5)
 ある。同図にみられるように、1
 戸当たりの基幹的農業従事者に占
 める後期高齢者の割合は、投入労
 働規模が小さい作目ほど大きくな
 る関係がみられる。

個別作目をみると、専業傾向が
 強く、規模拡大が続いてきた畜産
 や周年作業が可能な施設型野菜は、

相対的に1戸当たりの投入労働力が大きい
 が、後期高齢者への農業労働依存度は低く
 なっている。これらの作目は、投下労働単
 位も2を大きく超えており、世帯内に後継
 者が確保されていることがうかがえる。

一方、小規模経営でも可能な機械化体系
 が確立されてきた稲作等の土地利用型農業
 では投入労働規模は小さいが、後期高齢者
 への依存は大きいという関係がみられる。
 これらの経営は投入単位も1を下回っており、
 後期高齢者のみが営農へ従事している
 経営が多数に上ることがうかがえる。

また、露地野菜、果樹類はその中間に位
 置しているが、主産地における専門的な農
 家は、より施設型野菜や畜産業に近い労働
 形態になっているとみられる。

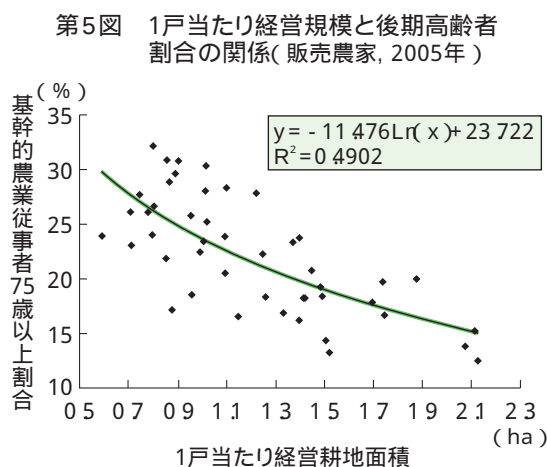
(注5) 単一経営農家の1戸当たり自営農業従事日
 数を前掲(注4)と同様の方法で試算した上で、
 2005年センサスにおける労働単位の計算方法と
 同様に自営農業従事日数225日(1日8時間換算
 で年間農業労働時間1,800時間)を1単位とし指
 標化したもの。なお、雇用労働等世帯員以外の
 労働力は含まれていないため、実際には作目間
 の投入労働規模の差はより大きいとみられる。

(3) 後期高齢者の影響が大きい稲作・ 麦類作

このように、後期高齢者への労働力依存度は作目により大きく異なっており、とくに労働力依存度が大きく、かつ後継者も確保されていない稲作、麦類作等土地利用型農業については、後期高齢者の動向が今後の経営を大きく左右することになるとみられる。

先にみたとおり、後期高齢者への移行は単なる高齢者への移行とは異なり労働投入の縮小を伴う。そのため、世帯員の労働力のみで依存した経営では、後期高齢者への移行に伴い経営規模の縮小は避けられないであろう。第5図にみられるように、都府県の販売農家の経営規模をみても、1戸当たり経営耕地面積と基幹的農業従事者に占める後期高齢者の割合には負の関係がみられている。

そして、それらの経営では、時間の経過とともに、経営の縮小だけでなく、営農の継続が困難になるケースが多くなってくる



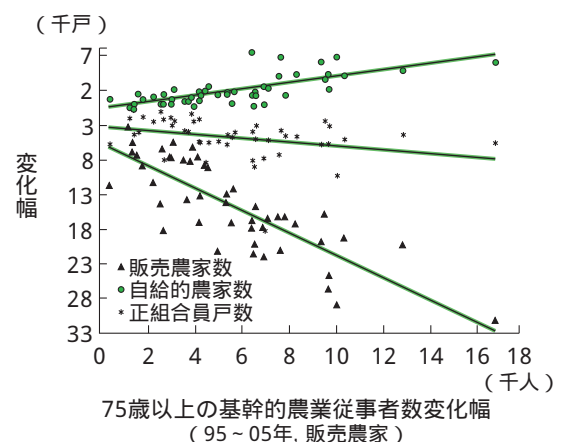
とみられる。また、後期高齢者といっても、人数的には昭和一けた世代という特定世代に集中しており、将来的な離農・営農縮小のタイミングが短期間に集中する可能性も高い。その場合、個別経営だけでなく、地域農業の面的な継続も難しくなる可能性があり、そうした事態が生じるまえに早急な受け皿づくりが必要とみられる。その意味で現在の政策の方向である小規模な生産者の農地(そのかなりの割合が後期高齢者とみられる)を、集落営農組織を含む担い手に集約していくことは重要かつ緊急性の高い取り組みであろう。

(4) 後期高齢者への移行と農協組織

a 農家数及び正組合戸数への影響

農業労働力の視点から、農業従事者の後期高齢者層への移行についてこれまでみてきたが、ここで農協組織への影響についても考えてみたい。第6図は95年から05年に

第6図 75歳以上基幹的農業従事者数と正組合員戸数、販売・自給的農家戸数の変化
(1995～2005年, 都道府県別)



かけての販売農家における75歳以上の基幹的農業従事者数の変化と農協の正組合員戸数、販売農家数、自給的農家数の変化の関係を都道府県別にみたものである。

同図からは後期高齢者の基幹的農業従事者が増加するほど、販売農家数は大きく減少する一方で、自給的農家が逆に増加する関係にあることがうかがえる。販売農家は定義上経営耕地面積30a以上又は農産物販売金額50万円以上の農家であるため、同図からは高齢化による経営規模の縮小により、多くの販売農家が自給的農家へ移行したことが類推される。また、正組合員戸数に関しても、販売農家と同様、後期高齢者の基幹的農業従事者が増加するほど正組合員戸数も減少する関係がみられるが、減少数は販売農家より上方に位置しており小幅である。

このことは、世帯員農業従事者が後期高齢者へ移行しても、すぐに大幅な経営縮小や離農につながるケースは少なく、正組合員戸数への影響は小さいことを示している。つまり、後期高齢者への移行により営農活動を縮小しても、自営農業を小規模ながら維持し自給的農家（あるいは土地持ち非農家）として、一定期間、正組合員であり続けるということである。その上で、後継者がいない等の理由により、営農を縮小・停止した世帯の存在が農協の正組合員戸数の減少につながっているのであろう。

以上のように、農家世帯員・世帯員農業従事者の後期高齢者への移行は、短期的には農協の組織基盤の縮小につながらないと

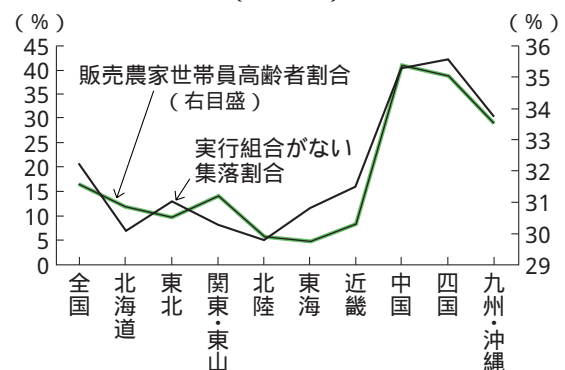
みられる。ただし、上記のように、自給的農家、土地持ち非農家への移行を通じて世帯の農業依存度が低下し、農協との関係の希薄化が生じることは懸念される。また、中期的にみれば、後期高齢者の農業からのリタイア時期が集中する可能性があり、その場合、継続が困難な世帯（あるいは作目）が多い地域で組合員組織への影響も大きくなることが予想される。

b 集落組織への影響

後期高齢者への移行がさらに進み、経営縮小や離農から世帯の減少に至った場合に、懸念されるのが集落組織の維持である。農業者以外の世帯員や非農家も含めて集落組織は構成され、農業活動だけではなく文化・生活活動等の主体でもあり、地域社会にとって非常に重要な存在である。また、農協の事業及び組織活動の大きな部分が集落組織を通じて実践されている。

第7図は、農業集落のなかで農協活動等に携わる農家実行組合が存在しない割合と農家世帯員に占める65歳以上の高齢者比率

第7図 農業集落のうち実行組合のある集落割合と農家世帯員に占める高齢者割合（2005年）



資料 農林水産省「2005年農林業センサス」

(注7) 内田多喜生(2006)「2005年農林業センサスにみる農業集落の現状と課題について」『調査と情報』5月号参照。
(農中総研ホームページ
www.nochuri.co.jp)

「2005年国勢調査」より、市部・郡部別の世帯構造をみると、農村部が多く含まれる郡部では高齢化の進行に加え世帯構造の変化が急速に進んでいることがうかがえる。第4表は、市部・郡別に65歳以上の高齢者を世帯主とする世帯類型についてみたものである。郡部の世帯構造をみると、65歳以上の高齢者が世帯主である割合が単独世帯の39.5%と4割近くを占め、市部を14ポイントも上回っている。しかも、同割

			全 体	うち核家族世帯						うち 単独世帯
				総 数	夫 婦 の み の 世 帯	夫 婦 と 子 供 か ら	成 る 世 帯	男 親 と 子 供 か ら	成 る 世 帯	
全国	一般世帯		100 0	100 0	100 0	100 0	100 0	100 0	100 0	100 0
	世帯主 年齢	65歳以上	27 6	26 7	48 2	13.1	38.1	22 3	26 7	
		65～74	16 3	17 3	30 5	9 8	20.1	12 0	13.1	
		75歳以上	11 3	9 4	17 7	3 3	18 0	10 3	13 6	
市 部	一般世帯		100 0	100 0	100 0	100 0	100 0	100 0	100 0	
	世帯主 年齢	65歳以上	26 8	26 2	47 4	12 8	37 6	22.1	25 5	
		65～74	15 9	17.1	30.1	9 7	20.1	12 0	12 7	
		75歳以上	10 8	9.1	17 3	3 2	17 6	10.1	12 8	
郡 部	一般世帯		100 0	100 0	100 0	100 0	100 0	100 0	100 0	
	世帯主 年齢	65歳以上	33 6	30 7	54 2	15 0	41 2	23 6	39 5	
		65～74	19.1	19 2	33 3	10 8	20 2	12 0	17 4	
		75歳以上	14 5	11 5	20 8	4 2	21 0	11 6	22.1	

合を前期・後期高齢者別にみると、後期高齢者の割合が大きく上回っており、郡部の単独世帯は若者ではなく高齢者、なかでも後期高齢者が中心になりつつある。

また、高齢者が世帯主である割合を核家族においてみると、郡部では30.7%と3割を超え、市部を4.5ポイントも上回っている。また、前期・後期高齢者別にみても、郡部の数字はいずれも市部を上回っている。なお、「2005年国勢調査」では、35～49歳の男性農業就業者の未婚率の高さが他産業就業者に比べ目立っており、このことも郡部における高齢者を世帯主とする核家族割合の高さに影響しているとみられる。^(注8)

このような後期高齢者が世帯主の単身世帯及び核家族の割合は、農村部を多く含む郡部で今後さらに高まっていくと考えられる。その場合、単身世帯では世帯そのものの維持が困難になるとともに、核家族世帯では高齢化した子が高齢者である親を介護するいわゆる「老老介護」の急増等高齢者介護の問題がさらに深刻さを増すことも予想される。世帯の縮小が進むなかで地域の社会・経済活動が停滞すれば、行政サービスの維持も難しくなることが予想され、農協系統がこれまで積極的に取り組んできた高齢者福祉活動・介護保険事業の重要性がさらに増してこよう。

以上、農家世帯員及び世帯員農業従事者の後期高齢者への移行に伴って、農業生産、農協組織、地域社会に様々な影響が生じる可能性があることをみてきた。次節では、将来の農家世帯員・農業労働

力のなかで後期高齢者がどのような地位を占めるのか、また今後後期高齢者が主体となった場合に予想される農業構造の変化についても考えてみたい。

(注8) 内田多喜生(2007)「市部・郡部別世帯構造等にみる農村の人口問題」『調査と情報』1月号参照。
(農中総研ホームページ www.nochuri.co.jp)

3 農家世帯員・農業労働力の今後について

(1) 農家世帯員・農業労働力の将来推移

第5表は、販売農家世帯員及び世帯員農業従事者のうち基幹的農業従事者の今後の推移を予測したものである。

まず、販売農家についてみると、今後も農家世帯員の減少と高齢化が同時に進むことが予想される。例えば、販売農家の高齢者比率は2025年には40%を大きく超えると

第5表 販売農家世帯員及び基幹的農業従事者の今後の推移

(単位 万人、%)

	00年	05	10	15	25
販売農家世帯員数	1 047	837	666	522	314
高齢者比率	28.0	31.6	33.5	36.7	45.1
前期高齢者	16.5	16.0	14.5	16.0	21.3
後期高齢者	11.6	15.7	19.0	20.7	23.8
基幹的農業従事者数	240	224	202	178	132
高齢者比率	51.2	57.4	59.7	62.7	68.4
前期高齢者	38.4	36.8	32.3	31.2	32.3
後期高齢者	12.7	20.6	27.5	31.4	36.1
(参考) 日本人口	12 693	12 777	12 718	12 543	11 927
高齢者比率	18.2	20.1	23.1	26.9	30.5
前期高齢者	10.2	11.1	11.9	13.8	12.3
後期高齢者	7.3	9.1	11.2	13.1	18.2

資料 総務省「2005年国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)」中位推計、農林水産省「2000年世界農林業センサス」「2005年農林業センサス」
(注) 販売農家世帯員・基幹的農業従事者は筆者推計。色網掛けは後期高齢者部分。

みられるが、日本全体の高齢者比率は2025年でも30%程度と推計されており、農家世帯では依然一般世帯を上回る超高齢化ともいべき状況が続くとみられる。

また、農家世帯員を前期・後期高齢者別にみると、05年時点では前期高齢者比率が後期高齢者比率を上回っているが2010年前後より後期高齢者が逆転して推移するとみられる。ただし、後期高齢者数そのものは昭和一けた世代のほぼ全員が後期高齢者に含まれるその2010年前後より減少に転じていくと予想される。

上記は販売農家世帯員についての予測であり、農協の組織基盤との関係でいえば、販売農家のほかに相当数の自給的農家が存続するため、農協の正組合員戸数の減少はより緩やかになるとみられる。ただし、その際も後期高齢者の減少により2010年前後より集落組織を含めた農協の組織基盤や地域社会への影響が大きくなってくるとみられる。

次に、基幹的農業従事者についてみると、世帯員よりも減少率は緩やかであるものの減少がさらに進むとともに、高齢者比率も60%前後の高水準が続くとみられる。

前期・後期高齢者に分けてみると、農家世帯員と同様に後期高齢者の割合が前期高齢者をやがて上回り、日本の農業労働力に占める後期高齢者への依存度がさらに高まっていくと予想される。もちろん、今後若年層の新規就農や団塊世代の定年帰農等の動きが急速に進めば様相は異なるとみられるが、39歳以下の新規就農者は毎年約1万

人であり、定年延長等により団塊世代の兼業先からのリタイアも一気に進む状況ではなく、後期高齢者主体で推移する状況は当面変わらないであろう。

(2) 後期高齢者が主体となれる農業

これまでみたように、日本農業においては今後さらに後期高齢者の存在が大きくなっていくことが予想される。しかし、先の第4図でみたように後期高齢者への依存度が大きい稲作、麦類作等の小規模な土地利用型農業は、品目横断的経営安定対策の導入に伴い、現在は集落営農組織を含む担い手に集約していく方向にある。これら作目の基幹的農業従事者が後期高齢者にシフトしたままの場合、先にみたように経営規模の縮小が生じる可能性があるが、集落営農への組織化が進み、主たる作業を特定のオペレーターに任せる体制が整備されればそうした懸念は軽減されるとみられる。

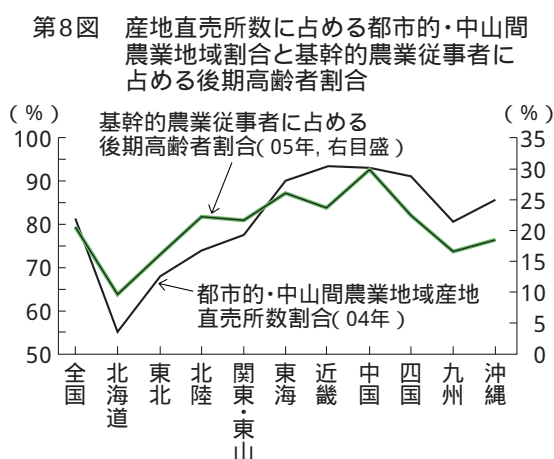
その一方で、これらの取組みにより、稲作、麦類作等の土地利用型農業をリタイアないし縮小する後期高齢者の多くが営農そのものから離脱する可能性も高くなるとみられる。しかし、後期高齢者が一斉に営農活動を辞める場合には、地域農業や集落組織活動の面的な維持が難しくなることも考えられ、何らかのかたちで営農活動を続けてもらうことが必要になるとみられる。その場合、稲作、麦類作等に次いで後期高齢者への依存度が高いのは露地野菜、果樹類等の作目であるが、労働負荷を考えると重量野菜や高木果樹に後期高齢者がシフトし

ていくことは容易ではないだろう。

つまり、軽量野菜を中心とした多品種少量生産の農業ということになるとみられるが、当然のことながら、そこでは広域流通に必要な統一規格で大量のロットといった生産体制の構築は難しくなり、地場流通・地場消費という地産地消型農業の生産・販売体制を指向することになるだろう。

例えば、ここ数年来全国各地で産地直売所の設置が広がっているが、そうした取り組みも後期高齢者の農業への関与を活性化させるものとなろう。第8図は、産地直売所数に占める都市的・中山間農業地域の割合と、基幹的農業従事者のうち後期高齢者の占める割合の関係を農業地域別にみたものである。同図からは、都市的・中山間農業地域の占める直売所数の割合が高い地域で、後期高齢者が占める割合も高い傾向がみられる。

逆に言えば、平地農業地域の直売所の割



資料 農林水産省「2005年農林業センサス」「平成16年度農産物地産地消等実態調査結果」

(注) 農林水産省が調査の対象とした産地直売所とは「市町村(第3セクターを含む)又は農協(総合農協、専門農協及び経済連を含む)が設置主体となっており、有人で常設店舗形態の施設を保有し、年間又は季節的営業している産地直売所」

合が低いことを意味するが、ここからは農地や労働力確保等の面で農業条件が相対的に不利な地域で直売所への取組みが進んできたことがうかがえる。

このように、後期高齢者が農業労働力の主力となる状況で地域農業を維持していくためには、地域の特徴、生産者の属性に応じた多様な農業生産・販売体制の構築が必要になってくるとみられる。

おわりに

本稿でみたように、農業労働力の後期高齢者へのシフトは、農業生産、農協の組織基盤、そして地域社会・地域経済への様々な影響が予想される。既に、農家世帯では高齢者数そのものは減少に転じており、少子高齢化社会を通り過ぎた高齢者減少社会へ移行しつつある。また、昭和一けた世代のほとんどが後期高齢者へ移行する2010年前後からは農業労働力の減少のピッチもこれまで以上に速まろう。

それまでに日本の農業生産構造をいわば「ポスト昭和一けた世代」に見合ったものに変えておく必要があるが、残された時間はあまりない。都府県の土地利用型農業をはじめ後期高齢者がリタイアした場合にダメージが大きい作目を中心に、「ポスト昭和一けた世代」の国内農業生産体制の構築・整備を農協系統、行政、農業関連団体等が協力して、早急に進めていく必要がある。

(主任研究員 内田多喜生・うちだたきお)

ふるさと

ふるさとを離れて40年、この頃よく昔のことが思い出される。私の生まれた町は、埼玉県北足立郡吹上町（現埼玉県鴻巣市）。高崎線の上野と高崎の間に位置する。当時、人口は6,000～7,000人、上野までは約1時間半。北隣は一の谷の戦いに平敦盛を討った熊谷直実の地の熊谷市、東隣は足袋の生産高日本一の行田市。吹上という名に相応しく田んぼを1～2mほど掘ると新鮮な湧水。だから豆腐屋が多かった。

春。一面に菜の花やレンゲ草。梅雨時の川は豊かでミズスマシやゲンゴロウがすいすい泳ぎまわる。田植え休み。農耕馬は背中に合羽をつけて田んぼを行ったり来たり。一日の仕事が終わると百姓は近くの川で馬の汚れた足をやさしく洗う。

夏。朝からセミの声。井戸の中のスイカを楽しみに「夏休みの友」。近くの元荒川への泳ぎ。道々のドドメ。六尺褌にあこがれ、なれない手つきで作る。出来栄はまあまあ。が、水につかると褌は縮み、まったく役に立たない。

秋。黄金色一色。体育の時間はときどきイナゴとり。そのイナゴを佃煮にするために父兄に売り、教室のカーテンを買う。3日間の秋休み。高温と低音の繰り返しの足踏式脱穀機の心地よい音。

冬。暮れの商店街のくじ引き。買い物10円で1枚の引換券。長蛇の列。年末の28日か30日の偶数日にはあちこちで餅つき。年始めはコマ。新しい檜のコマにクレヨンで好みの色を塗る。コマは勢いよく廻っても目指した模様がでない。雪も降り、積もる。モチをつけて餌を求める小鳥を狙う。

町の中央には吹上小学校。教室は1クラス36人前後。二人机。時々の席替え。好きな子と並びなさい。不思議とうまくおさまる。壁に貼られた日本地図と世界地図。世界地図は、日本が真ん中、右手にアメリカ大陸、左に中国・ソ連邦、ヨーロッパは最も左に位置する遠い大陸。社会科の宿題は、白紙の日本地図に県名や山脈、平野や大きな川を記入し覚える。埼玉県を目立つピンクで飾る。関東平野を緑で大きく描き、利根川を悠々と黒で塗る。

昼飯の弁当は白米半分わり半分。好物はイカと海苔。干しイカを前日から灰

水につけておく。いかが生き返る。海苔は上面と真ん中の二段作り。なんと贅沢な！ 隣のＹ君が隠しがちに弁当を開く。ほとんどが“わり”。それに裏山で取れた竹の子，というより生えたばかりの笹の芽。思わず「オレ，そういうの大好き」。Ｙ君，翌日も同じおかず。今度は，堂々と「見てくんろ！」

学校から帰ると，ぶつつけ，ビーダマ，ベーごま。時々狭い川をせき止めて“けえどり”。目指すはドジョウ。黄色のあやめが咲く少し豊かな川にはザリガニ。餌のカエルにはお世話になった。採ることが面白く，食べることは考えなかった。

1980年代のニューオーリンズ。フレンチクォーターのシーフードレストランでのアメリカザリガニ。まあ，美味。

アメリカでの世界地図は，真ん中がアメリカ，右手に近いヨーロッパ，左手にソ連邦。日本はインド，中国，東南アジア等に含まれる“Far East”。ソ連国営の航空会社エアロフロートに簡単な世界地図，やはりソ連が真ん中。クラスの前壁に各国で発行された世界地図が張られていたらどうだろう。世界を見る目が早く育っていたかもしれない。

50年後の今。上野から約50分。新幹線で熊谷まで36分。補強された小学校は昔のまま。苦手だった鉄棒の懸垂や竹のぼり，その跡が残る。「柴刈り縄ない草鞋を作り，親の手助け弟を世話し兄弟仲良く孝行すれば，手本は二宮金次郎」。その二宮金次郎が刈った柴を背に歩きながら本を読む石像は今も残る。

土手のスカンボジャワさらさ……遠くに思えた荒川堤までは整然としたコンクリートの道路が続く。大きな野球場には少年の声がこだまする。今，Ｙ君は市会議員。すべての豆腐屋は店を閉める。街には空き地が目立つ。ザリガニ釣りをした場所には大型のスーパー。商店街のくじ引きの場所には雑草が生える。利便性の代償として失ったものは大きい。しかし，昔の風景は中学時代の恩師の描く油絵に残る。

(立命館大学大学院教授 千代田邦夫・ちよだくにお)



生源寺眞一・農協共済総合研究所 編

『これからの農協』

—発展のための複眼的アプローチ—

農協を取り巻く環境が、今また大きく変わろうとしている。まず、外部環境としてグローバル化の進展や他業態との競争が一段と強まったことや、農業構造改革の下で農協と農政とのかわりかわりが、従来のものと大きく変化しつつあること等である。

もう一つは、内部環境として農協の理念・目的と組織・事業・運営（経営）の実態との乖離がもはや覆い難くなってきたことである。

こうした状況下、中長期、かつ広角的視点で問題に接近しようと、農協共済総合研究所内に設けられたのが「これからの農協を考える研究会」（座長 生源寺眞一東大教授）である。本書はその研究会（04年6月～06年7月、都合16回開催）における報告、検討をベースにした論文集であり、延べ16名が執筆している。

本書の構成は、序章「現代日本の農協問題」に始まり、全体では3部、16章の構成である。序章は、座長である生源寺（敬称略、以下同様）が、研究会で提起された問題を素材に、取り上げ切れなかった視点を補足しつつ、理念、組織、経営、自己決定力といった4つの範疇から今日の農協問題を整理・総括し、その所在を鳥瞰している。

ここでは、農協が協同組合としての自発的な組織体と事業を行う企業体の二面性に加えて、その生い立ち上、地縁社会を背負った形で展開せざるを得なかった歴史的な事情やその功罪にふれている。そして、これからの農協の基本的方向は、あえて特定のモデルを想定しないが、協同組合本来の

組合員の自由意志によって事業の領域、内容について決めていける、多様でかつ自己決定力を有する農業分野の新たな協同組合の創造にある、と明言している。

次に各論をなす各部・章の内容について、紙幅の都合もあるが簡単に触れてみたい。

第部「農協が直面する課題」では、直面する課題を今日的視点から分析する。1章「農協改革の課題」（石田正昭）は、自主性が協同組合の命綱であり、利用者が組合員となるユーザーシップ型を基本に、ニーズの多様化を踏まえ複合型協同組合への転換が提起される。2章「集落営農の法人化など農業構造改革による組合員の専門分化と組合員組織の再編」（森剛一）は、営農面から組合員の専門分化が進展するなかで、利害関係者ごとに組織化（法人化）をすすめる、その組織の組合員化を提起する。3章「部門別採算性の確立視点から」（坂内久）は、事業部門別採算性の確立が現実の問題・課題を映し出す鏡であり、組合員の理解と参加を促すとともに、経営組織論と言う分権・委譲の基礎をなすとする。

4章「子会社化の動向とこれからの農協の姿」（増田佳昭）は、1970年前後から増加した協同会社（子会社）が、農協（連合会）の環境変化への適応過程で有力な手段であったことを評価したうえで、組合員の立場からのガバナンスの重要性を指摘している。5章「農協会計制度の特徴と課題」（齊藤敦）は、企業会計制度から農協会計に接近し、その特質に言及するとともに、協同組合の出資金はリスク・キャピタルであり「資本」に該当すると明言しているが、返す刀で准組合員制度に対する疑問も提示している。6章「連合会機能の評価と課題」（渡辺靖仁）は、農協と共済連の機能分担の現状と将来方向に触れ、共済の事業特性等から農協群は窓口金融機関の性格が強まり、連合会は商品提供機能が今後一層問われるとする。7章「農村地域自治組織の性格と農協」（小田切徳美）は、第24回JA全

国大会決議にある「地域づくりや地域社会への貢献」の役割を農協が果たそうとすれば、地域自治組織を農協組織の中に再設定することの必要性を強調している。

第 部「現代農協のポジション」では、海外の協同組合の動向やそれとの比較で今日の農協問題のポジションを措定する。

1 章「日本の協同組合の法制度の特徴」(関英昭)は、農協法が商法準拠に変化したことに伴うガバナンス面の変化やEUの協同組合が市場競争激化のなかで機関構成をどのように選択してきたかを明らかにする。2 章「諸外国と日本の協同組合運動の特徴」(栗本昭)は、欧米の農協がグローバル化と競争激化のなかで、資本調達手段、法人形態の多様化を進展させてきたこと、さらに日本の生協との比較では、農協の特質として政府、政治との結びつきの強さ、依存性を強調する。

3 章「強まる市場主義のなかでの協同組合モデル」(田中久義)は、EU委員会によるEU農協調査結果を踏まえ、単位農協の規模拡大、連合会の簡素化・株式会社への転換が進展していること、従来の対抗的協同組合とは異なった「企業家的協同組合」の増加の背景とその特質に言及している。4 章「日本の農協論の現状と課題」(川村保)は、近代経済学による農協理論研究を内外から跡付け、規模や範囲の経済性、各種指標による効率性・生産性分析を実践的な戦略に生かしていくことを提言する。

第 部「協同組合の多様な展開」は、現場からの問題提起である。1 章「将来像を見据えた『周南農協の事業展開とその背景』」(金子光夫)は、広域合併ゆえに敢えて旧本所を単位にした「地域事業部制」による高密度狭域の事業の実践報告である。2 章「横浜農協の事業展開とその考え方」(中村博邦)は、収益のほとんどが信用・共済部門で占められる都市農協で、農協の使命として都市農業を守る意義を明らかにする。

3 章「集落水田ビジョン策定による担い手の明確化と支援活動の展開」(大和章利、花巻)は、農政と組合員の狭間に立ち、組合員の営農と地域農業の将来を考える農協現場からの報告である。4 章「和郷園の活動と農協のあり方への提言」(木内博一、千葉)は、青果物販売等(直取引)を行っている農事組合法人の事業活動を通じて、農協は多様な組合員の集合であり合意形成が困難である以上、ソフト事業(コーディネート機能)に徹するべきだと提言する。

敢えて長々と濃淡をつけずに紹介したのは、評者に快刀乱麻のごとき資質がないのはもとより、結論を求めず、議論に資するという本書の意図に由来する。

とはいえ、本書全体からにじみ出てくる農協の方向性について、誤解を恐れずに言えば、協同組合を実質的に維持しつつ、各事業形態はその特性(専門性、雇用、マーケット志向)や迅速な意思決定と責任の明確化を勘案し、子会社、ミニ協同組合等、柔軟に選択する。農協本体は、地域性・総合性を有した持ち株組合的性格を持たせ子会社等を統治する、ということになるうか。

所感になってしまいが、競争の激化と株式会社化(資本結合)の流れは、今や大きなうねりとなっている。しかしだからこそ、その対極に非営利(人的結合)の世界も相対的に一層明らかになってくる。

本書ではあまり触れられていない欧州の社会的経済をめぐる動向や、公共セクターによるサービスの後退に伴う新たな「格差・貧困問題」、医療・福祉・介護等のライフ・ラインを誰が担っていくのかも、これからの協同組合の新たな役割を創造していく上で欠くことのできない視点であろう。

そこでは、協同組合性(原則)の堅持は譲れない線と考えられる。

——農林統計協会 2007年3月

3,600円(税別)344頁——

((財)農村金融研究会専務理事

木原 久・きはらひさし)

スイス農業政策のEU対応

——EFTAから農産品FTAまで——

目 次

はじめに

1 スイスの対外経済政策と農業

2 EFTAとFTA

(1) EFTAにおける農業の扱い

(2) FTAの動向

3 EEAおよびEC加盟の中止

4 EUとの二国間協定

(1) これまでの協定

(2) 新たな農産品FTA

5 今後の対EU関係

まとめと考察

〔 要 旨 〕

1 スイスは1960年、EECに対抗して設立されたEFTAに参加し、その後、90年代以降はEFTAを通じて諸外国とのFTAを締結してきた。ただし、日本との交渉開始が決定されたEPAはEFTAを介さない二国間交渉となる。92年、スイスはEFTAとECの連携によるEEA協定に調印し、ECへの加盟を申請した。しかし、国民投票によりEEA協定の批准は否決され、EC加盟も棚上げとなった。その後、スイスは欧州内での孤立を防ぐため、EUとの分野別二国間協定や、欧州法との互換性強化を打ち出した。

2 スイスの締結した各種貿易協定（EFTA、EUとの二国間協定（72年、99年、04年）、その他諸外国とのFTA）はいずれも、農産物を別扱いとしている。EUとの貿易が完全自由化されるチーズとFTAにおける肉類を除けば、これまでおおむね重要品目の譲許はなされていない。また多くの場合、農産加工品については、補助金と関税により原材料農産物の価格差を補てんする仕組みを持っている（ただし、WTO対応による廃止の可能性あり）。

3 スイスの農業条件は不利であり、生産者価格はEUの2倍程度である。しかし、昨年（06年）6月にEUとの予備的交渉の開始が決定された農産品FTAでは、これまで維持されてきたEUとの価格差が大幅に縮小する可能性がある。その影響は、国内農業における構造変化の加速、EUの市場や政策からの影響増大、農業の上流・下流部門の合理化、他の国・地域との貿易協定における譲許水準などに及ぶであろう。

4 スイスはEU加盟を選択肢として維持しながら、柔軟なEU対応を目指している。農業政策についてもEUへの適応が続くことは避けられないであろう。

はじめに

スイスは農業条件の不利な先進国であり、日本と共通点が多く、その農業政策はわが国でもしばしば紹介されている。^(注1)しかし農業と、スイスの対外経済政策の最も重要な柱である対EU政策との関係については、まとまった整理がされていないようである。EU、EEAのいずれにも属さない西欧の小国スイスにとって、EU対応は独自の大きな課題であり、潜在的には農業政策のあり方を左右する大きな影響力を有している。また、スイスがヨーロッパのなかで貿易自由化を進めながら、競争力の弱い農業を維持してきた経緯は、わが国にとっても参考となる。

そこで本稿では、スイスの農業政策と対EU政策の関係を論じる。第一に、EFTA設立以来のEC(EU)対応および諸外国とのFTAにおける、農業の扱いを整理する。そしてそれらを踏まえた上で、第二に、昨年(06年)EUとの協議開始が決定された農産品FTAの意義と、今後の農業政策とEUの関係について検討する。

なお、本誌6月号掲載「スイス農業政策の対外適応と国内調整」(平澤[2007])では、スイスの農業・農業政策の概要、および政治経済システムの特徴について整理し、GATT/WTO等に対応した90年代以降の農政改革を取り上げているので、本稿とあわせて参照されたい。

(注1) 平澤(2007)を参照。

1 スイスの対外経済政策と農業

スイスは小国であるため貿易への依存度が高く、自由貿易体制への参加は必須である。また、スイスはEFTA(2節を参照。以下同じ)には加盟しているものの、EEAやEUには非加盟(3節)であるため、独自の包括的な対外経済政策が必要である。そのため、対外経済政策の柱は、EUとの二国間協定^(注2)(4節)、WTOにおける多国間交渉^(注3)、EFTA・EU以外の国とのFTA^(注4)(2節)、の3つである。

一方、スイスの農業条件は不利であり、農業の維持振興には高水準の農業保護が必要である。しかも、戦後の農業政策は、安全保障の観点から食料自給度の向上を目指していたため、貿易自由化を中心とする対外経済政策のなかでも、農産物については特別な取扱いがなされてきた。

また、対EU政策の選択肢のうち、EUへの加盟は、もし仮に実現すればスイス独自の農業政策がEU共通農業政策に置き換えられるため、農業にとって特別な意味をもつ。

(注2) 原文のbilateralに多く用いられる訳語「二国間」をそのまま用いた。EUは国ではないので、正しくは「二者間」であろう。

(注3) 平澤(2007)を参照。

(注4) 連邦経済事務局Webサイトによる。なおそのほかに、隣国リヒテンシュタインとは関税同盟を結んでいる。

2 EFTAとFTA

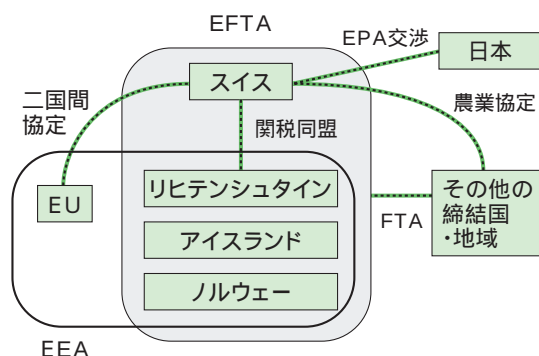
EFTAはEC対応の産物であり、また諸外国とのFTAの窓口でもある。

(1) EFTAにおける農業の扱い

欧州自由貿易地域（EFTA）は、1950年代に結成されたEECに対抗して、イギリスを中心とする7か国（スイスを含む）が60年に設立したものである。その後3か国が加盟、6か国が脱退（EC、EUに加盟）した結果、現在の加盟国はスイス、アイスランド、ノルウェー、リヒテンシュタインの4か国であり、いずれも高所得の小国である。

EFTAは域内の貿易障壁を撤廃した自由貿易地域である。当初のEFTA条約の対象品目はおもに工業製品（農産加工品を含む）であり、農産物については別途、加盟国間でそれぞれ二国間協定が締結された。農産加工品については、原材料農産物の価格差を補てんする仕組みがある。^(注5)その後01年のEFTA条約改正により、^(注6)対象は人と物の移

第1図 スイスと自由貿易協定相手国・地域の関係



資料 各種資料から筆者作成

動、知的所有権、サービス、投資などに広がった。また、農産物もEFTA条約に統合された（EFTA [2003, p.5] [2007, p.6]）。スイスの農産物譲許品目は野菜や生きた馬などであり、チーズの無税枠を除き重要品目は含まれない。^(注7)こうした農業部門の取扱いは、以下にみる他の貿易協定でも基本的に踏襲されている。

EFTA加盟国間のまとまりは、域内の自由貿易等に限られた緩やかなものであり、関税同盟（域外に対する貿易規則の統一）、共通農業政策、さらには通貨統一、政治統合へと範囲を広げてきたEUとは性格が大きく異なる。

そのため、スイスにとっては、独自の農業政策や中立政策、半直接民主制といった仕組みを維持できる利点がある。

また、現在ではスイスを除くEFTA加盟3か国間の貿易はEEAによっているため、EFTA協定は実質的にこれら3か国とスイスの間の貿易に関する協定となっている（EFTA事務局Webサイト）。

（注5）石井圭一氏（東北大学）の調査による。

（注6）EFTA加盟国とEUの間の協定（EEAおよびスイス－EU第1次二国間協定、いずれも後述）に沿って内容を現代化した（EFTA事務局Webサイト）。

（注7）01年のファドウーツ条約におけるスイスの譲許表（Annex D, Table3）による。

(2) FTAの動向

EFTAは90年代から活発に諸外国と自由貿易協定（FTA）を締結している。冷戦終結以降、EUに追随して中東欧および地中海諸国とのFTA締結を進め、さらに00年以降はグローバル化する経済競争に対応し

て中南米，アジア，アフリカへと締結先を拡大してきた。現在の締結先は15か国・地域である（EFTA [2004 , pp.1-3], EFTA [2007 , p.12]）。

FTA本体はいずれも農産加工品を含み，農産物については，相手国とEFTA各国との間で別途二国間協定を締結している^{（注8）}（EFTA [2007 , p.14]）。最近の例を確認すると，韓国，チリ，メキシコとの農業協定では，スイスからの譲許は，肉類（メキシコ以外），野菜，果物などが多く，重要品目のうち穀物，砂糖，乳製品（チーズ以外）などはおおむね譲許の対象から外されている^{（注9）}。また，ほとんどのFTAでは，農産加工品について，原材料農産物の価格差を補てんする仕組みがある（EFTA [2007 , p.14]）。農産物と農産加工品に関するこうした対処方法は，EFTA条約（農産加工品）および旧EFTA条約におけるEFTA加盟国間の二国間農業協定と同じ形式である。

スイスはこれまでEFTA，EU以外に16か国・地域とFTAを締結している。そのほとんどがEFTAと相手国の間のFTAであり，例外はフェロー諸島のみである（連邦経済事務局Webサイトによる）。

それに対して，今年（06年）1月19日に交渉開始が合意された日本との経済連携協定は，EFTAを通さないスイスと日本の二国間協定となる見込みである（同日付の経済産業省発表による）。また，スイスは06年にアメリカとの二国間協議も行ったが，当面交渉は困難との結論に達した（連邦経済省Webサイト）。

（注8）EFTAは共通の農業政策を持たないため（EFTA [2007 , p.14]）。

（注9）清水徹朗（農中総研）の調査による。

3 EEAおよびEC加盟の中止

92年2月に欧州連合条約（マーストリヒト条約）が調印され，欧州統合の動きが一段と進んだ。EFTA諸国はこうした動きに対応するため，EC域内市場をEFTAまでもに創設することとなった。EEAの内容は，物，サービス，人，資本の自由な移動（4つの自由）を目指すものであり，農業政策などの統合を含まないため，双方に受け入れやすかった。

スイス連邦政府は92年5月2日，EEA設立協定に調印し，さらに同月20日，ECに加盟を申請した。EEA自体は自由貿易を中心とする緩やかな協定であるが，政府のEC加盟申請をみたスイス国民は，EEAとEC加盟を一連のものとみなし，警戒感を強めた（関根 [2001 , 117頁]）。また，生

第1表 EU対応に関する年表

（年.月.日）

60 . 5	EFTA結成
72 . 7	EECとのFTA締結(工業品)
92 . 5 . 2	EEA協定調印
5 20	EC加盟申請
12	国民投票でEEA協定批准を否決
99 . 6	第1次二国間協定締結
01 . 3	国民投票でEU加盟交渉の早期開始を否決
04 . 10	第2次二国間協定締結
06 . 6 28	欧州2006報告
同日	農産物FTAの予備的協議の実施決定

資料 第1図に同じ

産コストの高いスイス農業にとって、ECの共通農業政策が定めるEC域内農産物価格への適応は大きな問題となる見込みであった。

結局、EEA協定の批准は同年（92年）12月6日、国民投票（この場合は議会決定に対する事後審査。リファレンダムと呼ばれる）により否決された。^{（注10）}このとき、批准に強く反対したのは独語圏の中間層、農村地域であり、また、独語圏と仏語圏でこれほど意見が分かれたのは異例のことであった^{（注11）}（森田〔2001、22-23頁〕）。この結果を受けて、EC加盟は棚上げされた。さらに、01年3月4日の国民投票では、EU加盟の早期交渉開始を求めるイニシアチブ（国民による発議）が圧倒的多数により否決された。こうした否決の背景としては、武装中立や地域主権が損なわれるとの懸念^{（注12）}（森田〔2001、24頁〕）や、経済が比較的好調で欧州内でも高所得国であるスイスの国民にとって、加盟の必要性を感じにくいことが挙げられよう。その後もスイスは今日に至るまでEUに未加盟（ただし加盟申請の撤回はしていない）であり、その結果、独自の農業政策を維持している。

この時期、スイス国内では90年代から、EU加盟に反対する右派の国民党が支持を伸ばし、03年の国民議会選挙では第一党となって連邦評議会（内閣に相当、7人で構成）の議席数を2つに増やした。^{（注13）}国民党はグローバル化、金融・経済自由化のしわ寄せを受けた層の支持を集めた。国民党の前身は農民小経営ブルジョア党であり、主な

支持層は自営業・農民、男性・中高年である（田口〔2001、43-44頁〕）。なお、現在、スイス農民連盟の会長は国民党の国民議会議員である（連邦議会Webサイト）。

92年の国民投票によりEEAに参加できなくなったスイスは、その直後から、欧州内での孤立を避けるため、次にみるECとの分野別二国間協定や、EC法など欧州法と国内法令の互換性強化^{（注14）}といった対策を打ち出した（関根〔2001、119頁〕）。現在も、EEAやEUへの非加盟による不利益を回避することは、スイスの一貫した方針である。農業政策においても、EUとの価格差縮小や、各種規制のハーモナイゼーションが重視されている。

（注10）その結果、EEAは、94年にスイスを除くEFTAおよびEU加盟国によって設立された。EEAに参加したEFTA加盟国のうちオーストリア、フィンランド、スウェーデンは翌95年にEFTAを脱退してEUに加盟した。

（注11）スイスは4つの公用語（独語63.7%、仏語19.2%、伊語7.6%、ロマンシュ語0.6%）を有し、独、仏、伊に隣接する地域では、これらの隣国と基本的には共通する言語がおもに用いられている。多数派の独語圏と第2位の仏語圏はしばしば意見が対立する。

（注12）中立政策への配慮から主な国際機関への加盟は冷戦の終結後となった。スイスのIMFおよび世界銀行への加入は92年、国連加盟は02年である。なお、92年5月17日の国民投票（リファレンダム）でIMFと世界銀行への加入が可決されたため、連邦政府はEC加盟も可能と判断して加盟申請を行った（森田〔2001、22頁〕）。

（注13）このときまで、主要4政党の議席数は1959年以来変化がなく、「魔法の法則」と呼ばれていた。

（注14）EEA加盟に向けて準備された一連の法律改正・制定案「ユーロ・レックス」のうち、一部を27本の法案「スイス・レックス」として立法化した。またすでに88年から、議会が欧州法との互換性を審査していた（関根〔2001、115-121頁〕）。現在、こうしたハーモナイゼーションは主に競

争力や市場アクセスといった経済的利益にかなう場合に行われている（CF [2006b], p.8 ）。

4 EUとの二国間協定

（1）これまでの協定

スイスとEUの自由貿易は、72年以降に締結された二国間協定に基づいている。

スイスは欧州経済共同体（EEC）と72年に自由貿易協定を締結した。これは同年にイギリスとデンマークがEFTAを脱退してECに加盟した際、EFTAに残った加盟各国がそれぞれEECと二国間協定を締結したうちの一つである（EFTA [2007, p.8]）。この協定は当時のEFTA協定本体と同様、工業製品を中心としており、農産加工品は含むが農産物は対象外である。また農産加工品については、原材料農産物の価格差を補てんする仕組みがある。

93年初めにスイスはEUに対し、72年の協定に加えて新たな分野別協定を提案した。これは、EEAに準じてEUとの自由貿易の範囲を拡大するものであった。その結果、まず99年に第1次二国間協定が締結された。対象となった7分野のうち農産物については、酪農製品、乾燥肉、野菜、果物などについて譲許（おもに関税割当）が行われ、特にスイスの主な輸出品目であるチーズの貿易については、07年6月1日より完全に自由化（関税・数量制限を撤廃）されることとなった（IO [2005a, pp.31-33]）。チーズ貿易の自由化は5年間をかけて段階的に進められており、^{（注15）}05年にはチーズの輸

出が前年比4.6%増加した（DFE & DFAE [2006a, p.1]）。なお、チーズ以外の重要品目は譲許されなかったものの、協定には農産物貿易の自由化をさらに進めるための「発展的条項」が盛り込まれた。

次に、再びスイスからの提案により、第1次協定で積み残しとなった課題についても交渉が行われ、その結果、04年には、第2次二国間協定が締結された。対象となった9分野のうち加工農産品^{（注16）}については（IO [2005b, pp.27-29]）、まず、EUとの原材料価格差を補てんする従来の仕組みが簡素化された。EU側は関税と輸出補助金を撤廃し、スイス側も小麦粉、粉乳、バター、植物油などについては相応の削減^{（注17）}、砂糖についてはおおむね撤廃に同意した。スイス側の保護措置存続により、EUとの原材料農産物の価格差（甜菜以外）は維持された。ただし、こうした措置は輸出補助金とみなされるため、2006年時点ではWTOに対応して2013年までに廃止が予想されている（他の国・地域との協定についても同様。CF [2006a, p.60]）。また、譲許対象の品目が拡充され、補助食品や薬用ハーブ製品など最近になって生産の増えた品目が追加された。非関税障壁の分野では、双方の各種規制（動物用医薬品、植物検疫、有機農業）と品質基準（果物、野菜）が同等と認められた。

（注15）農産物貿易協定書のAnnex 3による。

（注16）スイスの関心品目はチョコレート、ビスケット、スープ、ソース、パスタ、インスタントコーヒー等。

(注17) スイス国内産の原材料農産物に対する補填額を、国際価格との差額から、EU価格との差額に変更した。

(2) 新たな農産品FTA

そして現在、スイス政府はEUとの間で農業・食料部門のみを対象とするFTAを準備している。第1次二国間協定の農産物貿易協定にある発展的条項に基づき、農産物貿易の全般的な自由化を目指すものである(CF [2006b, p.66])。現時点で具体的な条件は明らかとなっていないが、このFTAの内容次第で、スイス農業のEUへの適応は待ったなしの状況となる可能性がある。

事前検討の結果を伝える政府文書(DFE & DFAE [2006a])によると、農産物貿易の国境保護措置に今後一層の削減が予想されるなかで、最も重要かつ有望な貿易相手であるEUとの間における自由化を優先するというのが連邦政府の基本的な考え方である。また協定の対象には農業および川上・川下部門のフードチェーン全体を含めること、および関税と非関税障壁の両方を含めることが肝要としている。さらに、連邦政府は農業条件の似通った隣国オーストリアの例を挙げて、スイス産品について(注18)もEU内で需要を開拓できる可能性を示唆している。

それに対して、事前協議における国内利害関係者の姿勢は、経済団体、小売業および競争力の強い第2次食品加工業(チョコレート、パスタ、クッキーなど)は肯定的なのに対して、競争力の弱い第1次食品加工

業(製粉、精肉、チーズなど)および川上産業の姿勢は否定的である。また、農業団体は内容と影響が不明であるとして態度を保留している。農業・食品部門が期待するのはチーズ、食肉、ワインのEUへの輸出拡大であり、またフードツーリズム(他国への安価な食料の買い出し)の解消により国内で国産品のシェアが回復する可能性もある(DFE & DFAE [2006a, p.2, 6])。

こうした事前協議の結果を受けて、06年6月28日にはEUとの予備的協議の実施が決定された(DFE & DFAE [2006b])。今後交渉が進んだ場合、合意は07年末以降(CF [2006a, p.75])の見込みである。

このFTAにおいては、これまで維持されてきたEUとの農産物価格差がどの程度縮小するか、とくに穀類、生鮮肉、牛乳といった第1次二国間協定で対象とされなかった重要品目に関する譲許(関税率と割当数量)の程度が最大の問題であろう。現在、生産者価格の格差は2倍程度、穀物では3倍程度である。EUと同等の水準まで価格を引き下げればその影響は甚大であり、逆に、第2次二国間交渉の農産加工品のように、価格差を温存する形となれば影響はその分少なくなる。将来的には、EU以外に対する国境保護措置の削減が想定されていることから、少なくとも現状の価格差をそのまま維持することは難しいであろう。他方、これまでの漸進的なEU対応の経緯や国民投票の可能性を考慮すれば、あまり急激な変化には至らない可能性もなくはない。また、EUへの輸出機会や、川上・川

下部門の効率化の程度、補償措置の内容も、農業部門への影響を左右するであろう。

影響は価格水準の低下だけではない。既に、第1次・第2次二国間協定により、チーズと砂糖については、CAPの価格水準引下げなど、EU市場からの影響が強まると予測されている（CF[2006a, pp.83-84, 95]）。農産品FTAを締結すれば、他の品目についても同様の傾向となろう。また、農業者に対する短期間の補てんや離農支援も検討されており（DFE & DFAE[2006a, p.6]）、「農業政策2011」（対象期間08～11年）よりもさらに踏み込んで構造変化が加速される可能性がある。

EUとの消費者価格の格差のうち、生産者価格の影響は2～3割に過ぎない（DFE & EFEA[2006a, p.4]）。農業の競争条件を改善するには川上・川下部門の効率化が必要であるが、上記のとおり反発も出ている。第1次加工産業はすでに第1次・第2次二国間協定（チーズ、砂糖）、農業政策2011（酪農製品）で保護を削減されており、EUとの競争が強化されれば影響が大きいであろう。

（注18）オーストリアでは95年のEU加盟後、農業構造の変化は加速したものの、地域ごとの特化が進み対EU輸出が伸びた結果、05年には初めて農産物貿易が黒字となった。

（注19）1972年の工業品FTAと第1次二国間協定については全体が、第2次二国間協定については一部が国民投票（リファレンダム）に付された（いずれも可決）。

5 今後の対EU関係

以上みてきたように、様々な局面でEC（EU）の存在がスイスの行動を規定している。EFTAはECに対抗して設立された組織であるが、EEA設立によってECと連携した。諸外国とのFTAにおける農業協定では、近年、EUに対する譲許水準を基本としている。農産品FTAによりEU市場からの影響が強まれば、WTO対応に関してもEUの交渉動向が重要となる。さらに、地理的にみても、EUの拡大により、現在のスイスはEU加盟国に二重三重に取り囲まれている。全体として、スイスの対外経済政策はおもな貿易相手であるEUへの対応が基礎となっており、その傾向はますます強まっていくであろう。それとともに、農業政策への影響も強まるであろう。

EUへの適応を突き詰めれば、EU加盟に行きつく。二度の国民投票による否決にもかかわらず、スイス連邦政府は将来的なEU加盟の可能性を否定していない。また、農産品FTAが締結されれば、農業分野におけるEU加盟の障害は大幅に減る可能性がある^{（注20）}。とはいえ、国民議会で国民党が第一党となったこともあり、短期的にはEU加盟は考えにくい。したがってスイス独自の農業政策も当面は存続が見込まれる。

05年10月26日に連邦評議会が定めた対欧州政策の基本原則において、EU加盟は長期的な選択肢の一つとされている。最近では、06年6月28日（農産品FTAの予備的協

議開始の決定と同じ日)に連邦評議会が欧州2006年報告を承認した。そのなかで、当面は現行の二国間協定を継続するものの、状況が変われば関税同盟ないし多国間協定(EEA型)や、テイラーメイドの統合あるいはEU加盟も検討するとしている(CF [2006b], FDFA & FDEA [2006])。

(注20) WTO対応の結果、多面的機能の重視や、面積に応じた直接支払いなど、EUとスイスの農業政策は似通った面が増えている(CF 2006b: p.119)。農産物の価格差は残された大きな相違の一つである。

まとめと考察

これまで、スイス農業のEUへの適応、とくに価格差の解消は、期日の限られたWTO対応と比べて遅れてきた。EU加盟が棚上げとなっている以上、当然の結果とも言える。しかしここに来て、チーズ貿易の完全自由化や農産品FTAの協議開始により、再びEUへの適応が優先課題として浮上している。とはいえ、たとえ川上・川下までの効率化を図ったとしても農業条件の不利の克服は困難と考えられる。そのため、農産物品目別の譲許の程度と、安全性や品質による国産品の差別化、チーズなど高付加価値品の輸出といった対応の成否が重要となろう。

現在、EUとの二国間協定、EFTA、その他諸外国とのFTAはいずれも、農産物を別扱いとしており、またほとんどの場合、農産加工品については原材料農産物の価格差を補てんする仕組みを持っている。EU

との農産品FTAは、そうした国境保護措置体系の一角を崩し、他の国・地域との貿易協定にも影響を与えられただけに、交渉の行方が注目される。

農産品FTAは、90年代から進められてきた農政改革をさらに進めるものとなる。EUへの適応が避けられないという共通認識のもと、これまでの改革と同様、スイスの「合意民主主義」に支えられた現実的な生き残り方策の提示と支援、そして国家による補償が、国内の調整を可能にしていると考えられる。

スイスはEU加盟、非加盟にかかわらず、さまざまな手段により柔軟なEU対応を目指している。その一方で、EU非加盟の不利益を回避するためのハーモナイゼーションは、加盟の障害を取り除くことでもある。加盟反対の国内世論に配慮して現実的な適応策を検討しつつ、将来的な加盟の可能性も確保しているといえよう。こうした動きを前提とすれば、中長期的にみて農業政策についてもEUへの適応が続くことは避けられないであろう。

<引用文献>

- ・関根照彦(2001)「スイスのEU接近政策と半直接民主制」、森田(編)(2001)、113～134頁
- ・田口晃(2001)「現代スイスの政党と選挙」、森田(編)(2001)、41～53頁
- ・平澤明彦(2007)「スイス農業政策の対外適応と国内調整—農政改革にかかる国民合意と96年の憲法改正—」『農林金融』、14～26頁、6月
- ・森田安一(2001)「二一世紀への展望—二〇世紀後半のスイスの歴史—」、森田(編)(2001)、15～38頁
- ・森田安一(編)(2001)『岐路に立つスイス』刀水書房、東京

- Conseil fédéral suisse (CF) (2006a) "Message concernant l'évolution future de la politique agricole (Politique agricole 2011)", mai.
- Conseil fédéral suisse (CF) (2006b) "Rapport Europe 2006", Version non-officielle, Sous réserve de modifications par les services juridiques et linguistiques de la Chancellerie fédérale, juin.
- Département fédéral de l'économie (DFE) & Département fédéral des affaires étrangères (DFAE) (2006a), "Fiche d'information: Libre-échange entre la Suisse et l'UE dans le secteur agroalimentaire", juin, Berne.
- Département fédéral de l'économie (DFE) & Département fédéral des affaires étrangères (DFAE) (2006b), "Libre-échange agricole entre la Suisse et l'UE - Un intérêt de principe ressort des premiers sondages", Communiqué de Presse, le 28 juin, Berne.
- EFTA (2003) "Brief guide to the Updated EFTA Convention", June.
- EFTA (2004) "EFTA's third country relations", June.

- EFTA (2007) "This is EFTA 2007."
- Federal Department of Foreign Affairs (FDFA) & Federal Department of Economic Affairs (FDEA) (2006), "Information file on the Europe 2006 Report," unofficial translation, June.
- Integration Office DFA/DEA (IO) (2005a) "Bilateral Agreements I Switzerland-European Union of 1999: Fact sheets", Edition 2, October, Bern.
- Integration Office DFA/DEA (IO) (2005b) "The second series of bilateral agreements Switzerland - European Union: Fact sheets", June, Bern.
- 連邦経済事務局Webサイト
(<http://www.seco.admin.ch/>)
- 連邦経済省Webサイト
(<http://www.evd.admin.ch/>)
- 連邦議会Webサイト
(<http://www.parlament.ch/>)
- EFTA事務局Webサイト
(<http://secretariat.efta.int/>)

(主任研究員 平澤明彦・ひらさわあきひこ)

発刊のお知らせ

農林漁業金融統計2006

A4判, 194頁
頒価 2,000円(税込)

農林漁業系統金融に直接かわる統計のほか, 農林漁業に関する基礎統計も収録。全項目英訳付き。
なお, CD-ROM版をご希望の方には, 有料で提供。

頒布取扱方法

編集...株式会社農林中金総合研究所
〒100-0004 東京都千代田区大手町1-8-3 TEL 03(3243)7318
FAX 03(3270)2658

発行...農林中央金庫
〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

頒布取扱...株式会社えいらく営業第一部
〒101-0021 東京都千代田区外神田1-16-8 TEL 03(5295)7580
FAX 03(5295)1916

発行 2006年12月

統計資料

目次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く)	(55)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く)	(55)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く)	(55)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く)	(56)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定	(56)
6. 農業協同組合 主要勘定	(56)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定	(58)
8. 漁業協同組合 主要勘定	(58)
9. 金融機関別預貯金残高	(59)
10. 金融機関別貸出金残高	(60)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部

T E L 03 (3243) 7351

F A X 03 (3270) 2658

利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

- 1 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
- 2 表中の記号の用法は次のとおりである。
「0」単位未満の数字 「-」皆無または該当数字なし
「...」数字未詳 「」負数または減少
「*」訂正数字

１．農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年 月 日	預 金	発行債券	そ の 他	現 金 預 け 金	有価証券	貸 出 金	そ の 他	貸借共通 合 計
2002. 4	37,817,837	5,908,988	9,025,731	1,589,759	23,134,126	22,138,189	5,890,482	52,752,556
2003. 4	38,980,431	5,737,559	10,876,742	1,175,694	28,608,422	18,383,580	7,427,036	55,594,732
2004. 4	39,324,406	5,173,333	14,080,352	1,692,536	32,880,237	16,589,445	7,415,873	58,578,091
2005. 4	40,175,513	4,702,709	14,541,851	1,536,868	36,000,683	14,911,732	6,970,790	59,420,073
2006. 4	38,609,240	4,789,381	21,085,061	375,822	44,092,852	10,911,438	9,103,570	64,483,682
2006. 11	40,192,128	4,595,519	23,069,635	804,939	45,522,793	11,159,798	10,369,752	67,857,282
12	40,517,246	4,531,060	23,848,286	915,139	45,332,381	11,991,721	10,657,351	68,896,592
2007. 1	40,993,362	4,517,110	23,934,753	1,030,718	43,906,611	12,384,890	12,123,006	69,445,225
2	40,717,607	4,500,818	21,320,717	831,338	41,921,827	13,200,079	10,585,898	66,539,142
3	40,365,101	4,471,357	22,647,264	384,733	43,714,073	12,484,489	10,900,427	67,483,722
4	39,680,683	4,499,671	21,763,080	664,033	41,710,507	12,850,320	10,718,574	65,943,434

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

２．農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2007年4月末現在

(単位 百万円)

団 体 別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農 業 団 体	32,268,914	1,030	648,802	169	91,067	-	33,009,982
水 産 団 体	1,122,794	3	76,267	551	6,346	-	1,205,961
森 林 団 体	1,551	28	10,630	26	103	-	12,337
そ の 他 会 員	1,900	-	1,908	-	-	-	3,808
会 員 計	33,395,158	1,061	737,607	745	97,516	-	34,232,088
会 員 以 外 の 者 計	431,127	26,751	446,751	70,614	4,468,767	4,586	5,448,595
合 計	33,826,284	27,812	1,184,358	71,359	4,566,283	4,586	39,680,683

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているので、内訳と一致しないことがある。 2 上記表は、国内店分。
3 海外支店分は、別段預金(会員以外の者) 1,147,558百万円。

３．農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2007年4月末現在

(単位 百万円)

団 体 別	証 書 貸 付	手 形 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計
系 農 業 団 体	72,509	9,573	128,044	0	210,126
統 開 拓 団 体	323	18	-	-	341
団 水 産 団 体	23,416	9,319	15,436	44	48,216
森 林 団 体	3,975	8,098	1,351	43	13,466
そ の 他 会 員	160	785	50	0	995
会 員 小 計	100,384	27,792	144,881	87	273,144
その他系統団体等小計	208,351	36,105	80,440	100	324,995
等 計	308,735	63,897	225,321	187	598,139
関 連 産 業	1,976,017	59,374	1,613,472	19,185	3,668,048
そ の 他	8,297,864	12,071	273,501	697	8,584,134
合 計	10,582,616	135,342	2,112,294	20,069	12,850,321

(貸 方) 4. 農 林 中 央 金

年 月 末	預 金			譲 渡 性 預 金	発 行 債 券
	当 座 性	定 期 性	計		
2006. 11	6,689,430	33,502,698	40,192,128	44,680	4,595,519
12	6,803,253	33,713,993	40,517,246	44,230	4,531,060
2007. 1	7,421,397	33,571,965	40,993,362	89,730	4,517,110
2	7,230,074	33,487,533	40,717,607	26,000	4,500,818
3	6,616,091	33,749,010	40,365,101	50,700	4,471,357
4	5,854,299	33,826,384	39,680,683	24,400	4,499,671
2006. 4	5,436,506	33,172,734	38,609,240	18,170	4,789,381

(借 方)

年 月 末	現 金	預 け 金	有 価 証 券		商品有価証券	買 入 手 形	手 形 貸 付
			計	うち 国 債			
2006. 11	111,358	693,581	45,522,793	14,717,100	52,973	-	154,331
12	66,478	848,660	45,332,381	14,249,586	36,861	-	144,809
2007. 1	109,253	921,465	43,906,611	12,724,713	35,389	-	146,714
2	174,076	657,261	41,921,827	12,232,861	27,683	-	144,215
3	118,335	266,397	43,714,073	11,851,923	31,084	-	141,307
4	87,238	576,795	41,710,507	11,757,855	30,111	-	135,341
2006. 4	82,867	292,954	44,092,852	14,285,548	4,656	-	151,469

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。 4 2005年3月、科目変更のため食糧代金受託金・食糧代金概算払金の表示廃止。

5. 信 用 農 業 協 同 組

年 月 末	貸 方				
	貯 金		譲 渡 性 貯 金	借 入 金	出 資 金
	計	うち 定 期 性			
2006. 11	49,474,165	48,159,891	621,590	93,738	1,163,958
12	50,238,949	48,449,989	527,970	93,737	1,163,958
2007. 1	49,814,834	48,311,422	508,896	93,735	1,163,957
2	50,021,862	48,304,208	517,791	113,731	1,163,958
3	49,604,441	48,295,611	434,327	208,659	1,183,101
4	49,970,339	48,503,193	660,867	208,659	1,187,764
2006. 4	48,934,046	47,613,769	437,286	65,751	1,137,954

(注) 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。
3 1994年4月からコールローンは、金融機関貸付から分離。

6. 農 業 協 同 組

年 月 末	貸 金			方 入 金	
	貯 金		計	計	うち信用借入金
	当 座 性	定 期 性			
2006. 10	24,840,085	54,943,465	79,783,550	617,092	447,169
11	24,547,149	55,222,261	79,769,410	585,092	416,007
12	24,940,189	55,813,060	80,753,249	560,364	395,320
2007. 1	24,371,858	55,761,914	80,133,772	578,543	414,818
2	24,862,677	55,572,310	80,434,987	556,764	397,271
3	24,883,885	55,305,104	80,188,989	569,542	406,165
2006. 3	24,525,412	54,339,892	78,865,304	584,037	424,169

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コ ー ル マ ネ ー	受 託 金	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
1,028,813	2,904,383	1,484,017	17,607,742	67,857,282
920,000	3,652,973	1,484,017	17,747,066	68,896,592
1,356,900	3,271,869	1,484,017	17,732,237	69,445,225
1,396,943	3,407,566	1,484,017	15,006,191	66,539,142
1,064,030	2,868,967	1,484,017	17,179,550	67,483,722
1,339,800	3,301,055	1,484,017	15,613,808	65,943,434
663,432	2,030,622	1,465,017	16,907,820	64,483,682

貸 出 金				コ ー ル	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計			
8,705,162	2,281,723	18,580	11,159,798	720,000	9,596,779	67,857,282
9,499,128	2,326,141	21,642	11,991,721	971,800	9,648,691	68,896,592
9,923,973	2,295,950	18,251	12,384,890	890,000	11,197,617	69,445,225
10,878,745	2,159,477	17,641	13,200,079	1,125,592	9,432,624	66,539,142
10,286,389	2,036,139	20,652	12,484,489	800,000	10,069,344	67,483,722
10,582,616	2,112,294	20,068	12,850,320	1,348,000	9,340,463	65,943,434
8,423,495	2,310,094	26,379	10,911,438	900,000	8,198,915	64,483,682

合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借		方				
	預 け 金		コールローン	金銭の信託	有 価 証 券	貸 出 金	
	計	う ち 系 統				計	う ち 金 融 機関貸付金
55,114	28,225,412	28,092,092	0	380,788	16,626,560	6,497,095	1,281,182
78,824	29,006,439	28,867,036	0	378,326	16,469,380	6,493,290	1,287,035
57,856	28,676,152	28,543,574	0	372,316	16,532,010	6,499,284	1,294,518
55,514	28,670,282	28,559,726	10,000	365,740	16,625,516	6,473,215	1,298,867
61,526	28,570,964	28,442,576	92,000	347,853	16,721,727	6,473,198	1,320,302
58,620	28,961,487	28,828,040	0	380,373	16,547,115	6,406,207	1,322,576
60,003	27,258,416	27,122,670	0	356,496	17,183,338	6,152,189	1,219,532

合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

借 方							報 告 組 合 数
現 金	預 け 金		有価証券・金銭の信託		貸 出 金		
	計	う ち 系 統	計	う ち 国 債	計	う ち 農 林 公庫貸付金	
387,836	54,737,606	54,522,928	4,699,708	1,873,522	21,717,504	301,989	843
405,301	54,681,310	54,423,682	4,683,735	1,843,393	21,715,332	293,555	843
420,681	55,694,832	55,444,625	4,596,838	1,750,876	21,642,272	291,328	843
394,443	55,090,330	54,857,608	4,618,537	1,777,185	21,588,327	287,488	839
382,581	55,411,914	55,182,427	4,623,741	1,760,558	21,604,408	283,772	835
368,226	55,047,561	54,798,465	4,553,502	1,696,932	21,946,949	286,130	835
371,186	54,106,916	53,888,639	4,759,327	1,995,060	21,318,550	305,128	869

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年 月 末	貸 方				借 方				
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 価 証 券	貸 出 金
	計	うち定期性				計	うち系統		
2007. 1	2,084,777	1,397,536	4,392	54,779	16,839	1,278,840	1,244,785	145,645	690,961
2	2,085,753	1,384,630	4,391	55,481	15,604	1,283,737	1,251,755	143,025	688,388
3	2,109,464	1,378,696	5,247	56,130	16,243	1,311,630	1,268,450	149,991	681,855
4	2,079,036	1,390,254	5,366	56,081	14,853	1,274,578	1,242,698	154,249	682,716
2006. 4	2,125,592	1,441,022	27,048	66,252	14,971	1,298,830	1,263,327	152,814	729,890

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

(単位 百万円)

年 月 末	貸 方					借 方							報 告 組合数
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 価 証 券	貸 出 金			
	計	うち定期性	計	うち信用 借 入 金			計	うち系統		計	うち農林 公庫資金		
2006 . 11	883,769	499,827	204,955	149,019	120,342	7,728	834,099	789,157	6,347	256,617	8,976	187	
12	881,446	497,303	189,874	138,627	117,087	6,462	835,300	782,522	6,317	241,338	8,547	184	
2007 . 1	851,994	492,346	187,403	136,662	117,233	7,528	807,416	756,981	6,310	239,149	8,526	184	
2	848,020	490,704	187,476	136,957	116,989	6,540	806,702	749,504	6,280	238,701	8,508	183	
2006 . 2	852,452	495,699	214,710	156,060	119,085	6,320	827,803	811,097	2,511	247,765	9,073	211	

(注) 1 水加工協を含む。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

(単位 億円, %)

(注) 1 農協、信農連は農林中央金庫、郵便局は郵政公社、信用金庫は信用金庫ホームページ、信用組合は全国信用中央組合協会、その他は日銀資料（ホームページ等）による。
2 都銀、地銀、第二地銀および信金には、オフショア勘定を含む。
3 農協には譲渡性貯金を含む（農協以外の金融機関は含まない）。

10. 金融機関別貸出金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	郵 便 局
残 高	2004 . 3	209,725	49,201	1,925,972	1,351,650	420,089	622,363	91,234	5,755
	2005 . 3	207,788	49,097	1,836,301	1,370,521	401,920	620,948	91,836	4,814
	2006 . 3	207,472	50,018	1,864,176	1,401,026	410,170	626,706	93,078	4,085
	2006 . 4	207,710	49,327	1,845,915	1,392,567	409,536	624,475	92,774	P 3,942
	5	209,323	49,626	1,837,684	1,388,595	408,215	620,795	92,600	P 4,089
	6	209,642	49,354	1,844,680	1,392,590	410,347	622,741	92,905	P 3,805
	7	210,360	50,331	1,847,128	1,395,142	411,045	624,219	93,119	P 3,744
	8	210,869	50,985	1,847,203	1,397,331	411,061	624,590	93,243	P 3,621
	9	211,547	51,928	1,842,920	1,411,113	414,871	632,882	94,073	P 3,694
	10	211,030	52,423	1,828,062	1,400,552	409,069	626,947	93,651	P 3,634
	11	211,043	52,159	1,844,354	1,407,193	410,405	628,557	93,066	P 3,747
	12	210,270	52,063	1,853,630	1,429,645	417,842	637,675	93,947	P 3,244
	2007 . 1	209,715	52,048	1,835,329	1,418,650	412,681	629,498	93,346	P 3,311
	2 *	209,761	51,743	1,817,890	1,418,775	411,959	628,451	93,298	P 3,243
	3	212,165	51,529	1,808,753	1,442,604	416,586	634,955	P 94,184	P 3,286
4 P	211,851	50,836	1,796,309	1,430,523	414,481	P 629,617	P 93,241	P 3,140	
前 年 同 月 比 増 減 率	2004 . 3	0.2	4.4	5.7	0.0	2.1	0.6	0.3	9.7
	2005 . 3	0.9	0.2	4.7	1.4	4.3	0.2	0.7	16.4
	2006 . 3	0.2	1.9	1.5	2.2	2.1	0.9	1.4	15.1
	2006 . 4	0.4	2.9	1.9	2.2	2.7	1.0	1.6	P 15.1
	5	1.0	2.6	2.5	2.7	3.0	1.1	1.9	P 14.8
	6	1.3	2.3	2.7	2.9	3.0	1.2	2.0	P 15.0
	7	1.6	2.4	1.8	2.5	2.2	0.8	1.6	P 14.0
	8	1.4	5.7	2.3	2.9	2.8	1.3	1.8	P 16.1
	9	1.8	3.3	0.0	3.2	2.9	1.5	1.8	P 16.7
	10	1.9	3.4	0.1	2.8	1.9	1.1	1.7	P 16.5
	11	2.0	3.5	0.1	2.8	1.6	1.2	0.7	P 16.3
	12	2.1	2.8	0.0	2.4	1.3	0.9	0.6	P 17.4
	2007 . 1	2.1	3.4	0.4	2.6	1.8	1.0	0.5	P 17.8
	2	2.0	3.0	1.2	2.5	1.5	0.9	0.3	P 19.0
	3	2.3	3.0	3.0	3.0	1.6	1.3	P 1.2	P 19.6
4 P	2.0	3.1	2.7	2.7	1.2	P 0.8	P 0.5	P 20.3	

(注) 1 表9(注)に同じ。ただし郵便局の確定値はホームページによる。

2 貸出金には金融機関貸付金、コールローンは含まない。

3 農協には共済貸付金・農林公庫（貸付金）を含まない。